

只見町公共施設等 総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)

 只見町

目次

はじめに.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけについて.....	1
3. 計画の対象範囲について.....	2
(1) 計画対象範囲.....	2
(2) 施設の単位.....	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法.....	2
4. 計画期間について.....	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し.....	3
1. 只見町の概要.....	3
2. 人口の推移と今後の見通し.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 年齢3階層別人口の推移.....	5
(3) 将来人口の推計.....	6
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み.....	7
(1) 歳入の状況（一般会計等）.....	7
(2) 歳出の状況（一般会計等）.....	8
(3) 財政指標の状況.....	9
第2章 公共施設等の現状.....	12
1. 公共施設等の現状.....	12
(1) 公共施設の保有状況.....	12
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積.....	14
2. 建築年別公共施設等の現状.....	15
(1) 建築年別分布.....	15
(2) 経過年数の状況.....	16
(3) 耐震化状況.....	18
(4) 有形固定資産減価償却率の推移.....	19
(5) 施設保有量の推移.....	20
(6) 過去に行った対策の実績.....	21
(7) 新規開設される施設.....	21
3. 建設年度別インフラ施設の現状.....	22
(1) インフラ施設の保有量.....	22
(2) 道路（町道・林道の舗装）の年代別整備状況.....	23
(3) 橋梁（町道）の年代別整備状況.....	23
(4) 橋梁（林道）の年代別整備状況.....	25
(5) スノーシェットの年代別整備状況.....	26
(6) 簡易水道施設の年代別整備状況.....	27
(7) 農業集落排水施設の年代別整備状況.....	30
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等.....	33
1. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）.....	34
(1) 公共施設（公共系建築物）における考え方.....	34
(2) インフラ施設における考え方.....	35
2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を講ずる場合）.....	38
(1) 公共施設（公共系建築物）における考え方.....	38
(2) インフラ施設における考え方.....	39
3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み.....	40
(1) 公共施設等の投資的経費の状況.....	40
(2) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）.....	41
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を講じる場合）.....	42
4. 長寿命化等対策の効果.....	43

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	44
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	44
(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応	44
(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応	44
(3) 厳しさを増す財政状況への対応	44
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	45
3. 公共施設等の削減目標	47
(1) コスト縮減に係る目標	47
(2) 施設保有量縮減に係る目標	47
(3) 平準化に係る目標	47
4. 具体的な取組方策	48
(1) 点検・診断等の実施方針	48
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	49
(3) 安全確保の実施方針	49
(4) 耐震化の実施方針	50
(5) 長寿命化の実施方針	50
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	51
(7) 複合化・集約化や廃止の推進方針	51
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	52
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	53
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	53
(1) 行政施設	53
(2) 町民文化系施設	53
(3) 社会教育系施設	54
(4) スポーツ・レクリエーション施設	54
(5) 保健・福祉施設	55
(6) 学校教育系施設	55
(7) 子育て支援施設	56
(8) 産業系施設	56
(9) 公営住宅	57
(10) 医療施設	57
(11) 観光施設	58
(12) 歴史的建造物	59
(13) 供給処理施設	59
(14) その他の施設	60
2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について	61
(1) 道路（町道）	61
(2) 橋梁（町道）	61
(3) スノーシェッド（町道）	61
(4) 道路（林道）	62
(5) 橋梁（林道）	62
(6) 簡易水道施設	62
(7) 農業集落排水施設	64
第6章 推進体制	65
1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方	65
2. フォローアップの実施方針	65

はじめに

1. 計画の背景と目的

厳しい財政状況が続く中で、本町が所有する公共施設等は老朽化が進んでいます。今後、維持・修繕の必要性はますます増加し、最終的には将来の建替え費用が集中するものと見込まれています。また、人口減少及び少子高齢化等により、今後の公共施設等の利用形態が変化していくことも見込まれています。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。

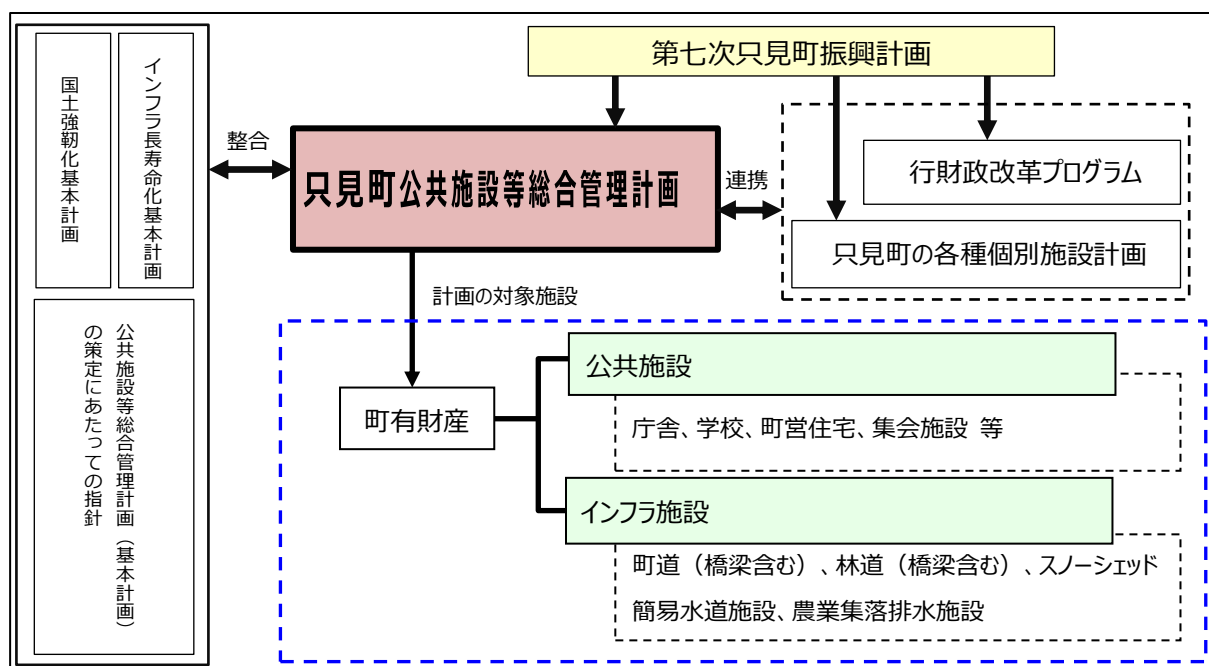
本町においても、少子高齢化等の進行及び人口減少による構造の変化と、地方交付税の段階的縮減を背景に、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加への対応・対策及び公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっております。

さらに、平成 29 年 3 月の本計画策定後から運用が進み、昨今は各分野の個別施設計画（長寿命化計画）の策定も進んだこともあり、個別施設計画との整合性に係る見直しや公共施設等の長寿命化の効果を図るために本計画の改訂を実施することとなりました。

2. 計画の位置づけについて

これまで本町は将来に向けた公共施設の利活用にあたって、「行財政改革プログラム」「只見町集中改革プラン」等の方針に基づくと共に、指定管理者制度の導入等の検討・推進を行ってきました。

本計画は、公共施設等の全体把握をもとに、将来のまちづくりを見据えながら、「只見町公共施設長寿命化計画」等各種個別施設計画と連携し、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことにより、費用と便益の最適な状態で公共施設等を保有、運営、維持するための公共施設マネジメントの推進方針を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置付けられます。



公共施設等総合管理計画の位置付け

3. 計画の対象範囲について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）及びインフラ施設とします。

- ・ 公共施設 : 公共系建築物
- ・ インフラ施設 : 道路・橋梁（町道・林道）、スノーシェッド、簡易水道施設、農業集落排水施設

(2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設では、棟別に数棟に区分される場合（例えば、只見小学校の校舎、体育館等）があります。そこで、施設の集計単位として、施設ごとかつ棟別に調査を行った上で、施設情報を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『只見町固定資産台帳（平成27年度）』の内容（施設名称、建物名称、建物分類、建築年、延床面積、構造等）を基に作成した調査票により、各課へのヒアリング調査を行った上で、その回答結果に基づき施設基本情報として整理を行いました。

4. 計画期間について

計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直すものとします。

なお、下記のとおり改訂を実施しています。

- ・ 第1回改訂：令和4年3月

第1章 人口等の現況と将来の見通し

1. 只見町の概要

本町は四方を緑の山々に囲まれ、福島県の西南にあり、西南部は新潟県に接しています。町の中央に流れる伊南川や只見川の清らかな流れと、面積の94%を占める豊かな森林資源に恵まれ、わが国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境から生まれる四季の美しい移り変わりが、緑と水の郷・只見の源となっています。

また、戦後には只見川を利用した電源開発事業が大々的に取り組まれ、一大電源地帯として脚光を浴びるという歴史を持ち、さらに古く江戸時代には南山御蔵入と呼ばれる幕府直轄の地に編入されていました。現在の只見町は、伊北村と明和村との合併を経て、昭和34年の朝日村との合併により発足したものです。

表 1.1.1 地域の面積

町名	面積
只見町	747.53k m ² (東京23区の約1.2倍)

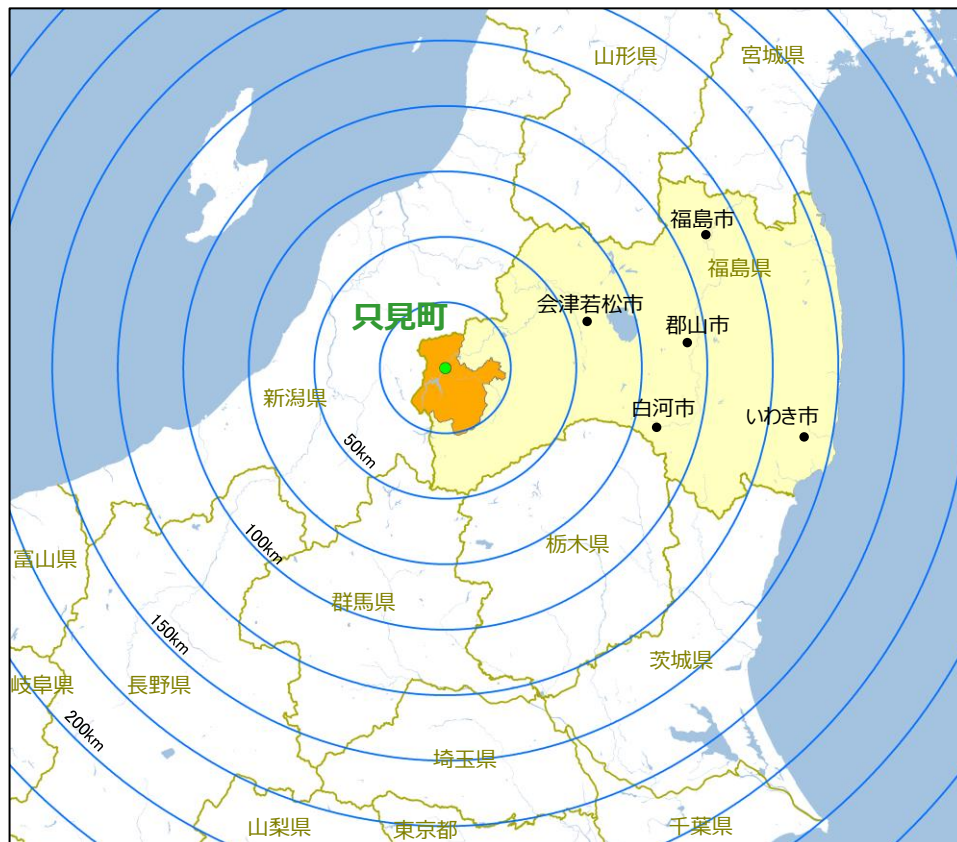


図 1.1.1 只見町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数は、令和2年国勢調査によると、人口4,044人、世帯数1,634世帯とされ、1世帯あたり人員は2.47人となっています。

人口は、昭和40年時点の9,661人から年々減少傾向となっています。世帯数は、平成2年に初めて2,000世帯を下回るとともに、1世帯あたり人員も平成12年に3人を下回り、いずれも年々減少しています。

人口・世帯数の状況について、表1.2.1及び図1.2.1に人口・世帯数の推移を示します。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

	総人口（人）	世帯数	平均世帯人員
昭和40年	9,661	2,080	4.64
昭和45年	8,838	2,107	4.19
昭和50年	7,759	2,031	3.82
昭和55年	7,271	2,021	3.60
昭和60年	6,731	2,054	3.28
平成2年	6,170	1,923	3.21
平成7年	5,804	1,929	3.01
平成12年	5,557	1,929	2.88
平成17年	5,284	1,915	2.76
平成22年	4,932	1,851	2.66
平成27年	4,470	1,762	2.54
令和2年	4,044	1,634	2.47

出典：国勢調査

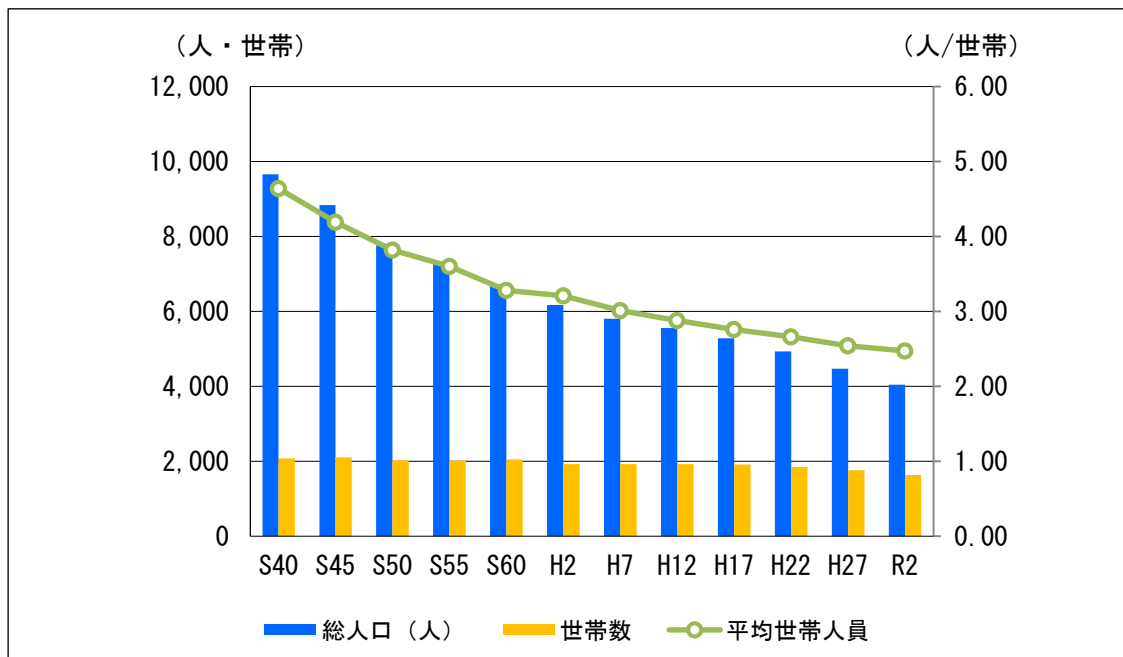


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

(2) 年齢3階層別人口の推移

本町の年齢3階層別人口については、老年人口（65歳以上）が昭和55年の1,118人（15.4%）から平成17年の2,095人（39.6%）をピークに、令和2年には1,907（47.2%）と減少傾向ですが、老年人口割合は約半数に達しようとしており、高齢化率は上昇し続けています。一方、年少人口（15歳未満）は昭和55年の1,445人（19.9%）から令和2年には353人（8.7%）と急激に減少しており、少子・高齢化が進行しています。

人口の状況について、表1.2.2及び図1.2.2に年齢3階層別人口の推移を示します。

表 1.2.2 年齢3階層別人口の推移

調査年	総人口 (人)	3階層人口 (人)			割合 (%)		
		年少 人口	生産年齢 人口	老年 人口	年少 人口	生産年齢 人口	老年 人口
昭和 55 年	7,271	1,445	4,708	1,118	19.9	64.8	15.4
昭和 60 年	6,731	1,189	4,295	1,247	17.7	63.8	18.5
平成 2 年	6,170	969	3,721	1,480	15.7	60.3	24.0
平成 7 年	5,804	809	3,306	1,689	13.9	57.0	29.1
平成 12 年	5,557	667	2,948	1,942	12.0	53.1	34.9
平成 17 年	5,284	590	2,599	2,095	11.2	49.2	39.6
平成 22 年	4,932	526	2,369	2,036	10.7	48.0	41.3
平成 27 年	4,470	426	2,067	1,977	9.5	46.2	44.2
令和 2 年	4,044	353	1,784	1,907	8.7	44.1	47.2

出典：国勢調査

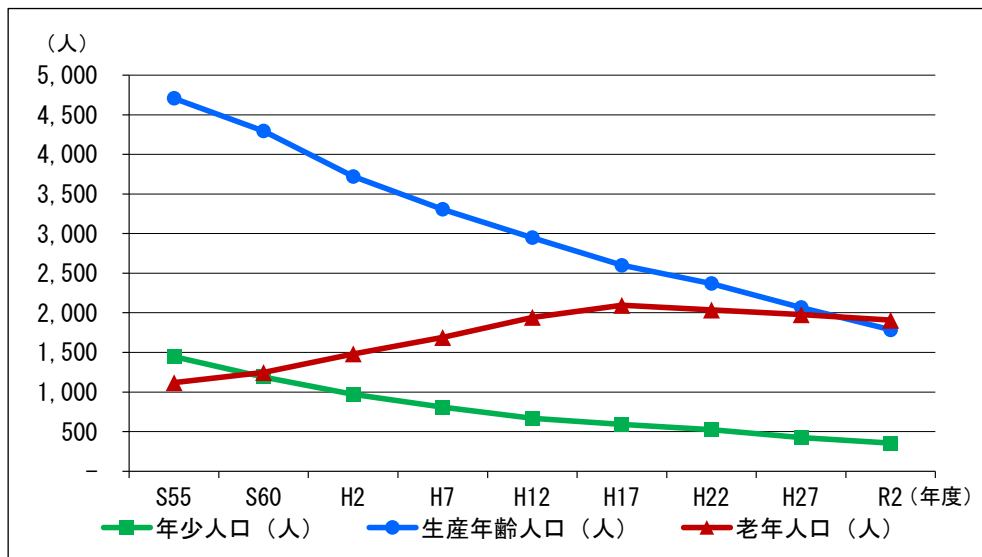


図 1.2.2 年齢3階層別人口の推移

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

本町では、只見町人口ビジョン（以下「町人口ビジョン」という。）を平成27年10月に策定（令和2年3月改訂）し、将来人口を推計しています。

町人口ビジョンでは、住民基本台帳人口に基づき、施策を講じず現在の人口動向が続く場合における独自推計による人口推計結果（社人研[※]準拠による人口）として、令和22年における人口は2,608人（平成27年比：41.7%減）と推計しています。

一方では、合計特殊出生率を徐々に上げながら令和22年以降は2.30とし、町外からの転入・定住の促進、子育て世代の転出を抑制するための各種施策により人口を底上げすることで、令和22年に3,019人を確保する人口推計も行っています。

以上により、町人口ビジョンでは、令和22年における人口目標値として3,000人を掲げています。なお、令和22年の年少人口は381人、生産年齢人口は1,384人、老年人口は1,254人と推計されています。

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

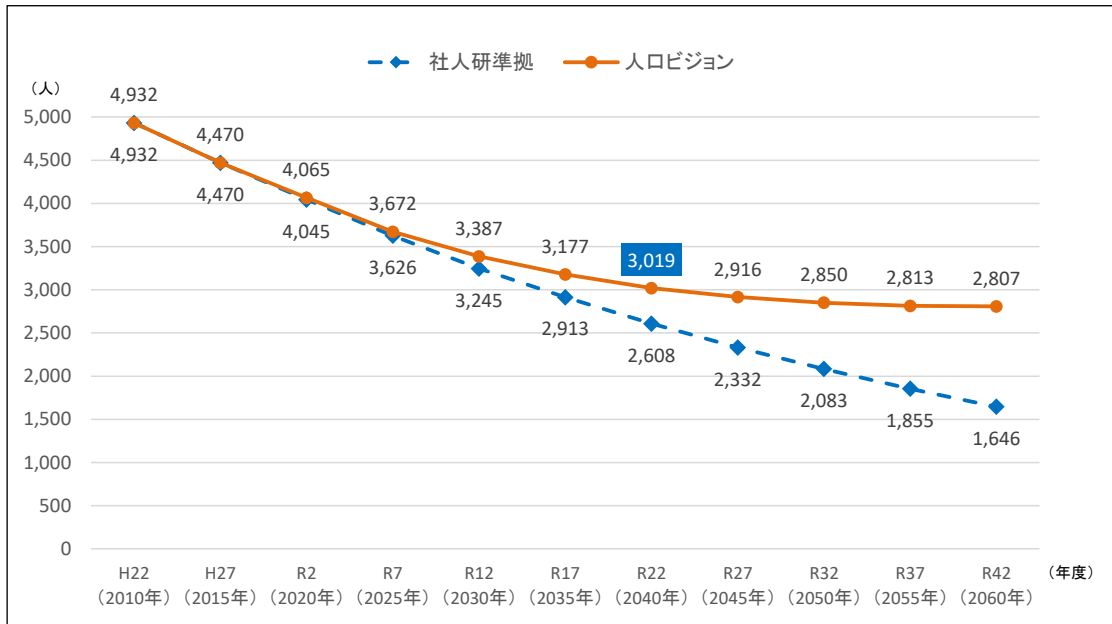


図 1.2.3 人口の将来展望

出典：只見町人口ビジョン(令和2年3月改訂)

表 1.2.3 年齢区分別将来人口推計（各種施策により人口を底上げする場合）

人口分類	年次	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
合計特殊出生率		1.58	1.79	1.91	2.03	2.17	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
総人口 (人)		4,470	4,065	3,672	3,387	3,177	3,019	2,916	2,850	2,813	2,807
年少人口 (0~14歳) (人)		426	367	331	337	347	381	425	454	469	480
生産年齢人口 (15~64歳) (人)		2,067	1,825	1,637	1,504	1,447	1,384	1,368	1,401	1,469	1,577
老年人口 (65歳以上) (人)		1,977	1,873	1,704	1,545	1,383	1,254	1,123	996	875	750

出典：只見町人口ビジョン(令和2年3月改訂)

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況（一般会計等）

令和2年度の歳入は約65.0億円となっており、そのうち地方税は約8.7億円で全体の約13%を占めています。

平成23年度から令和2年度における歳入の平均は約65.0億円で、ほぼ横ばいで推移しています。なお、中・長期的には、生産年齢人口の減少と高齢化の進行が見込まれる中で地方税収入の減少が懸念されます。

平成23年度から令和2年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表1.3.1及び図1.3.1に歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
地方税	975	947	967	951	914	903	898	882	891	866	919
譲与税	71	66	63	60	62	62	62	63	66	69	64
交付税	3,158	3,023	2,755	2,760	2,668	2,690	2,684	2,776	2,762	2,738	2,801
国補助	513	490	545	385	258	370	240	208	192	1,003	420
県補助	697	1,512	1,200	609	722	368	425	560	322	344	676
地方債	522	252	300	601	930	947	685	1,002	1,206	916	736
その他	636	1,169	969	997	1,119	1,042	783	752	738	559	877
歳入計	6,572	7,460	6,799	6,361	6,675	6,382	5,777	6,243	6,177	6,496	6,494

出典：地方財政状況調査

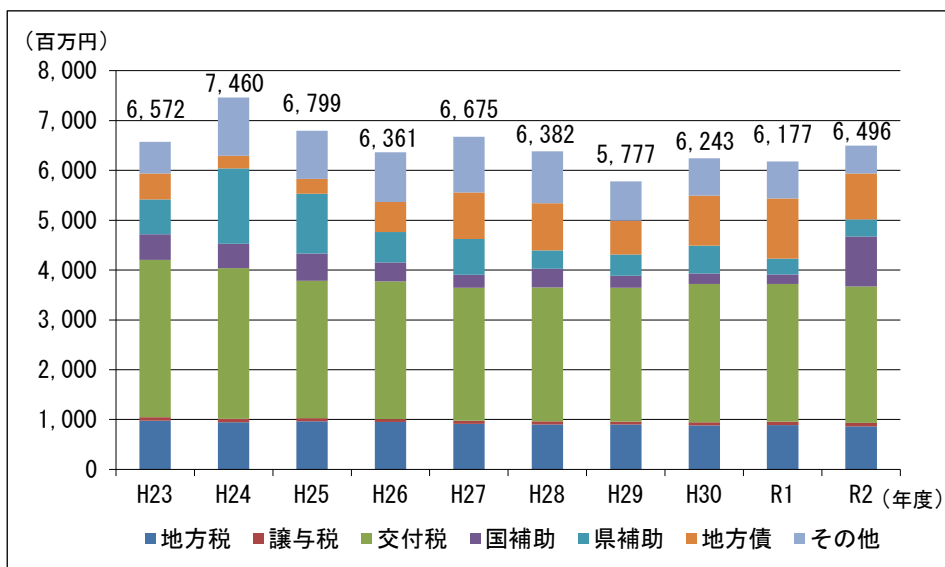


図 1.3.1 歳入の推移

出典：地方財政状況調査

(2) 歳出の状況（一般会計等）

令和2年度の歳出は約62.9億円となっており、そのうち普通建設事業費は約11.3億円で約18%を占めています。また、扶助費は平成24年度まではやや増加傾向だったものの、平成25年度以降は減少傾向となっており、令和2年度には約1.6億円で全体の2%程度となっています。一方では、高齢社会となった現状では今後扶助費の増加が見込まれます。よって、今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向となり、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。

平成23年度から令和2年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表1.3.2及び図1.3.2に歳出の推移を示します。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
人件費	809	799	788	810	831	838	869	867	810	859	828
物件費	773	652	925	958	1,007	964	900	846	991	981	900
維補費	160	185	198	240	194	270	338	258	139	304	228
扶助費	200	500	409	323	176	210	174	166	156	155	247
補助費	511	553	718	1,170	1,181	764	791	922	921	1,315	885
公債費	730	440	414	416	421	464	755	524	528	562	525
繰出金	849	1,170	764	676	763	667	572	594	491	504	705
普通建設事業費	1,517	1,357	1,558	1,285	1,376	1,743	1,097	1,350	1,524	1,129	1,394
その他	228	1,421	764	173	389	257	66	108	476	485	437
歳出計	5,776	7,075	6,538	6,052	6,338	6,176	5,562	5,636	6,034	6,294	6,148

出典：地方財政状況調査

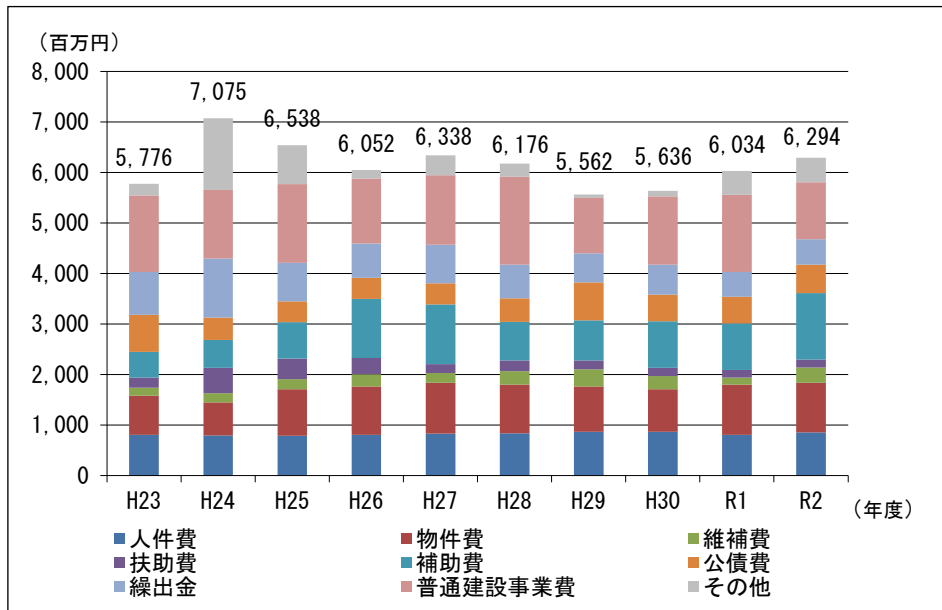


図 1.3.2 歳出の推移

出典：地方財政状況調査

(3) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況について、表 1.3.3 及び図 1.3.3 から図 1.3.6 に財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を示しています。

表 1.3.3 財政指標の推移

財政指標	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	市町村								
財政力指数	只見町	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	県市町村平均	0.43	0.44	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47
経常収支比率	只見町	74.2	75.2	73.5	74.2	78.0	81.4	80.8	82.5
	県市町村平均	85.4	86.1	84.6	87.5	88.5	88.9	90.0	88.9
実質公債費比率	只見町	3.7	3.5	2.9	3.1	3.2	3.2	3.0	3.0
	県市町村平均	9.7	8.6	7.6	7.1	6.8	6.5	6.4	6.1
将来負担比率	只見町	—	—	—	—	—	—	—	—
	県市町村平均	23.0	14.1	2.6	—	—	—	—	—

出典：平成 25 年度～令和 2 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

① 財政力指数^{※1}

本町の財政力指数は、人口の減少も影響して自主財源の割合が低いことから、平成 25 年度以降は 0.25 と県市町村平均と比べて 0.2 ほど低い水準で推移しています。県内市町村平均から下回るものの横ばい傾向が続いています。

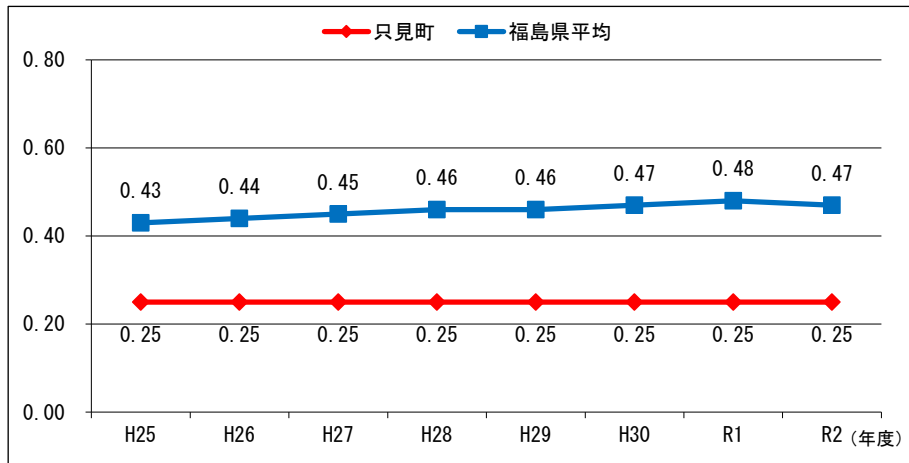


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値です。

② 経常収支比率^{※2}

本町の経常収支比率は、平成28年度以降は上昇傾向にあります。県内市町村平均より低い値で推移しており、現在のところ、県の中ではやや良好な経営状況を維持しているといえますが、このまま上昇していくことは、財政構造の硬直化が進むことを意味するため、一般財源における歳出を縮減していく必要があるといえます。

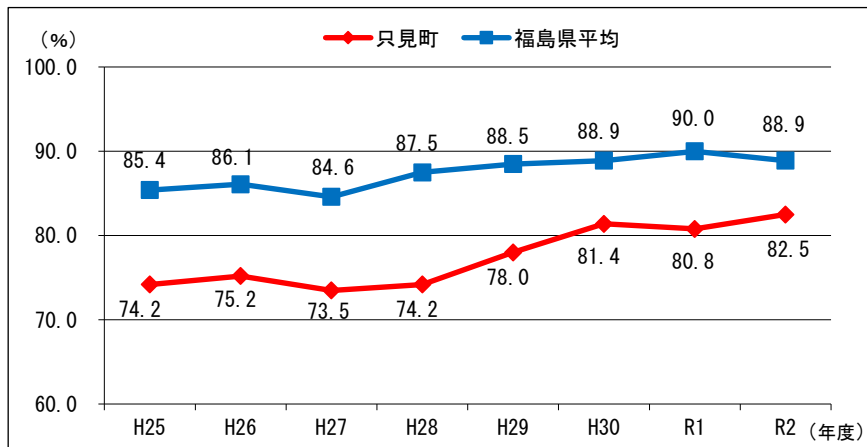


図 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税等毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

③ 実質公債費比率^{※3}

本町の実質公債費比率は、早期健全化基準の25%及び起債許可団体となる18%を下回る健全な状況です。平成27年度以降は3.0%前後で推移しており、県内市町村平均より低い水準を保っています。

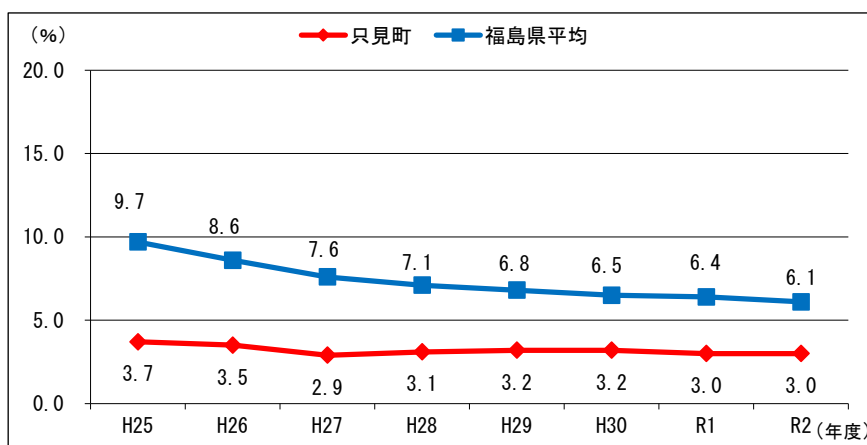


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額等）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることになります。

④ 将来負担比率※4

今般、本町においては実質赤字額または連結実質赤字額が無いため、将来負担比率が算出できません。これは、現時点で財政的には良好な状況を保っていることを示しています。

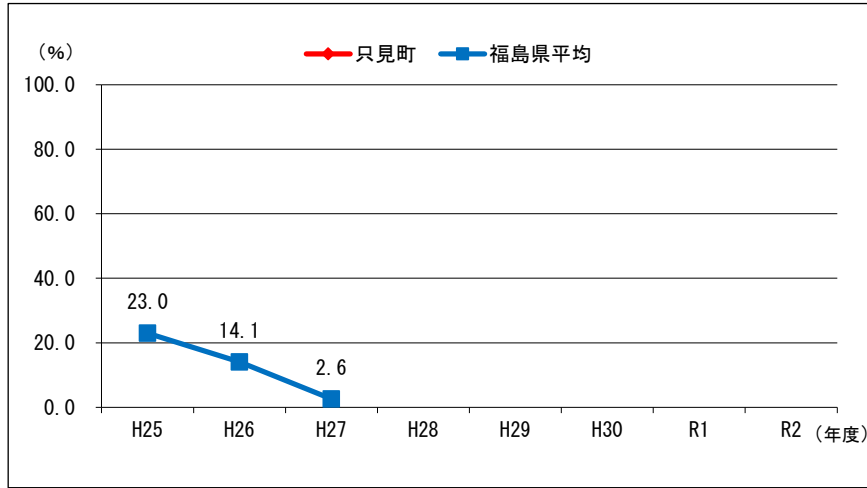


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※参考：平成 20 年度の只見町将来負担比率は 26.1%

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

①ヒアリング調査の実施について

本計画策定の基礎データを作成するために、主に各施設所管課に配付した調査表によるヒアリングの実施により、資料収集とデータの整理を行いました。

② 対象施設の用途区分

本計画の対象施設における用途区分を以下に示します。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	役場庁舎、教育委員会
2 町民文化系施設	集会施設、公民館
3 社会教育系施設	博物館、資料展示場
4 スポーツ・レクリエーション施設	多目的広場、体育館
5 保健・福祉施設	保健福祉センター、介護老人保健施設
6 学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター
7 子育て支援施設	保育所
8 産業系施設	誘致企業加工場、共同作業場、養魚場 等
9 公営住宅	町営住宅、教員住宅
10 医療施設	診療所、診療所医師住宅 等
11 観光施設	記念館、キャンプ場、公園（管理棟等）
12 歴史的建造物	国、県指定重要文化財
13 供給処理施設	リサイクルセンター
14 その他の施設	消防屯所、倉庫、車庫、公衆便所、移動通信用鉄塔 等

③用途別公共施設(建物)の保有状況

本町の公共施設の総棟数は150施設(246棟)であり、延床面積の合計は75,342.5㎡となっています。延床面積の内訳は、学校教育系施設が27.1%、次いで観光施設が15.1%、公営住宅が12.5%、町民文化系施設が12.1%の順となっています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積構成比
1 行政施設	2.0	2.0	3,577.8	4.7%
2 町民文化系施設	34.0	34.0	9,116.6	12.1%
3 社会教育系施設	3.0	3.0	2,070.5	2.7%
4 スポーツ・レクリエーション施設	3.0	3.0	1,774.3	2.4%
5 保健・福祉施設	3.0	5.0	4,746.1	6.3%
6 学校教育系施設	7.0	25.0	20,444.8	27.1%
7 子育て支援施設	3.0	3.0	1,951.0	2.6%
8 産業系施設	5.0	9.0	1,795.9	2.4%
9 公営住宅	20.0	42.0	9,447.4	12.5%
10 医療施設	5.0	10.0	3,700.6	4.9%
11 観光施設	15.0	47.0	11,402.1	15.1%
12 歴史的建造物	1.0	1.0	99.0	0.1%
13 供給処理施設	1.0	1.0	852.0	1.1%
14 その他の施設	48.0	61.0	4,364.5	5.8%
総計	150	246	75,342.5	100.0%

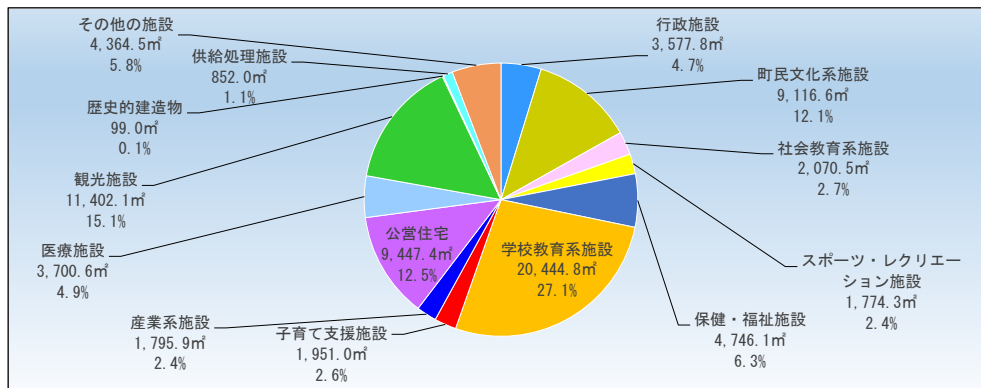


図 2.1.1 公共施設(建物)の延床面積とその割合

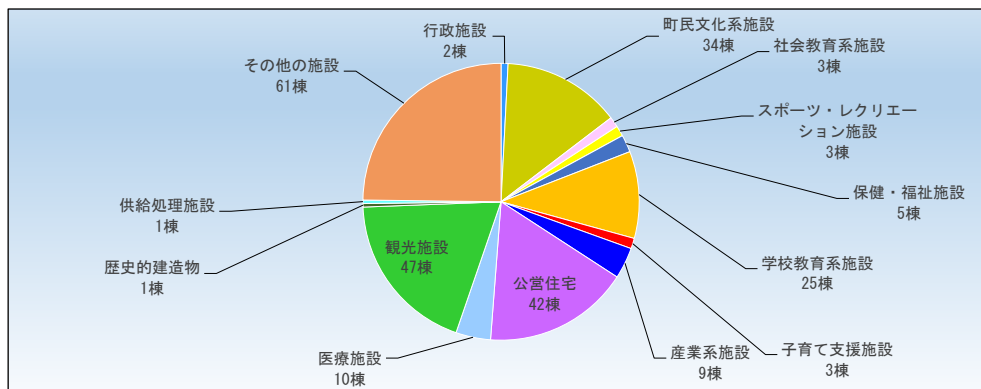


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町の人口（国勢調査要計表による令和2年10月1日現在4,044人）1人あたりの公共施設の延床面積保有量は、18.6㎡/人となっています。

また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均3.22㎡/人に比べて約5.8倍となっています。

表 2.1.3 用途別の1人あたりの延床面積

施設の用途	延床面積(㎡)	人口一人あたり延床面積(㎡/人)
1 行政施設	3,577.8	0.9
2 町民文化系施設	9,116.6	2.3
3 社会教育系施設	2,070.5	0.5
4 スポーツ・レクリエーション施設	1,774.3	0.4
5 保健・福祉施設	4,746.1	1.2
6 学校教育系施設	20,444.8	5.1
7 子育て支援施設	1,951.0	0.5
8 産業系施設	1,795.9	0.4
9 公営住宅	9,447.4	2.3
10 医療施設	3,700.6	0.9
11 観光施設	11,402.1	2.8
12 歴史的建造物	99.0	0.0
13 供給処理施設	852.0	0.2
14 その他の施設	4,364.5	1.1
総計	75,342.5	18.6

また、福島県内における同規模町村*との公共施設保有量を比較しました。他の団体と比較しても1人あたりの公共施設保有面積が多いことが分かります。

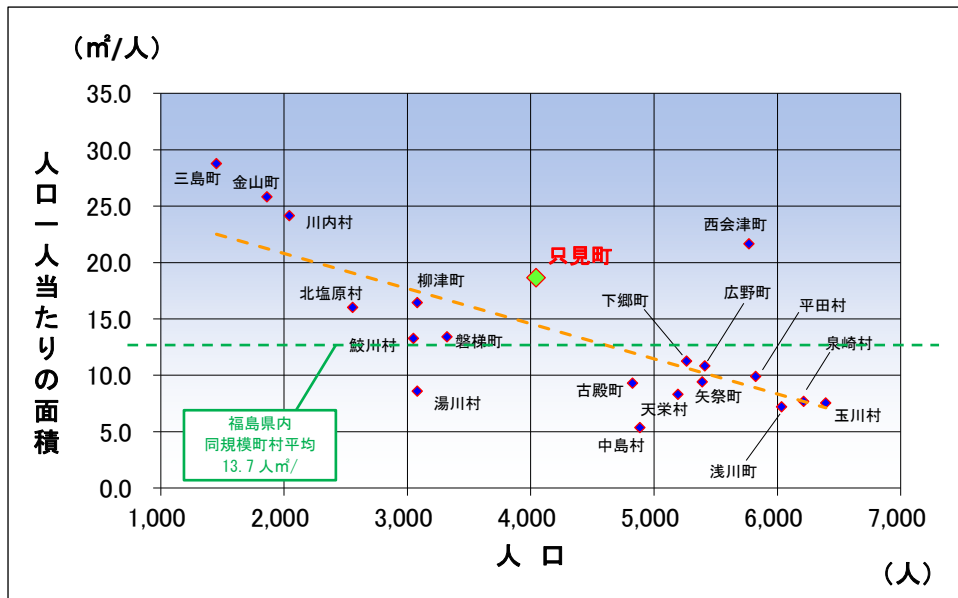


図 2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の比較

出典：公共施設保有量 : 公共施設状況調経年比較表（令和1年度）（総務省）
人口 : 令和2年国勢調査人口

※福島県における、人口2,000人以上8,000人未満の自治体(町村)、または只見町の類似団体(I-1)を抽出しています。

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和 49 年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた施設は、全体の延床面積の 25.6%を占めています（建築年度が不明建物を除く）。

昭和 61 年度には「只見町役場町下庁舎」や「町民体育館」が、平成 8 年度には「交流促進センター 季の郷湯ら里」が建築されており、この期間に学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設等、規模の大きな施設が比較的多く整備されました。近年においては、平成 18 年度に「只見中学校」の建替えを行っております。今後、当時建築した施設の大規模改修や建替えの必要性が集中的に発生するものと見込まれます。

下図は、本町の公共施設における建築年別の延床面積の合計を示したグラフです。

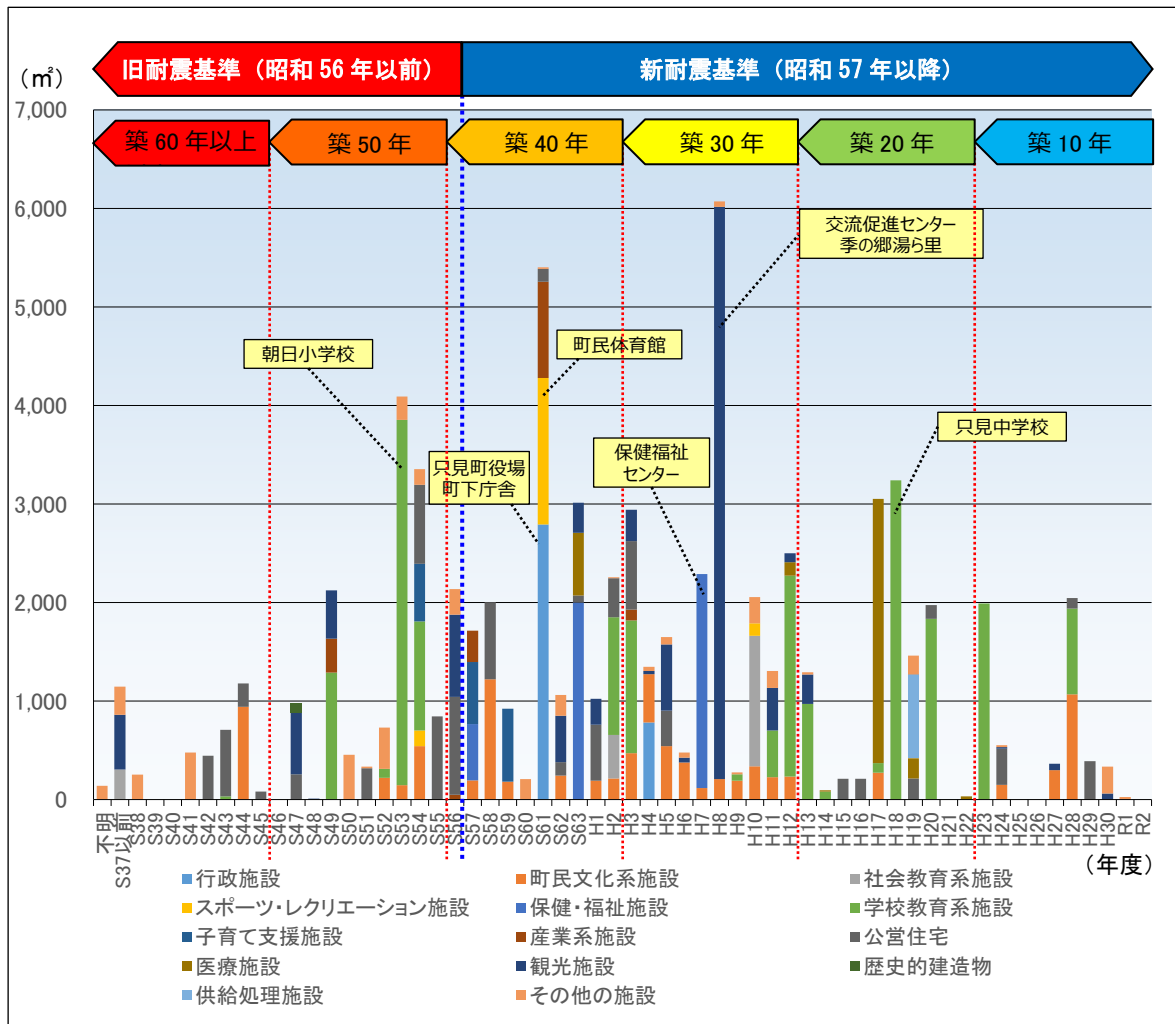


図 2.2.1 公共施設の建築年別延床面積

(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、通常品質の場合は築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいられています。よって、建築後30年を目安に建物の長寿命化に向けた老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「子育て支援施設」と「産業系施設」の全てが30年以上を経過、「行政施設」、「スポーツ・レクリエーション施設」、「公営住宅」、「その他の施設」において30年以上を経過した建物の割合が概ね7割以上を占めており、老朽化が目立っています。その他では、「町民文化系施設」、「保健・福祉施設」において、30年以上経過した建物が5割以上を占めています。

全体で見ると、延床面積比で53.0%の施設が30年以上を経過しており、老朽化が進みつつあることが見込まれます。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満 延床面積 (㎡)	建築年度不明 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	比率 (%)			
1 行政施設	2,794.3	78.1%	783.5	0.0	3,577.8
2 町民文化系施設	4,587.3	50.3%	4,529.3	0.0	9,116.6
3 社会教育系施設	746.2	36.0%	1,324.3	0.0	2,070.5
4 スポーツ・レクリエーション施設	1,645.0	92.7%	129.3	0.0	1,774.3
5 保健・福祉施設	2,574.1	54.2%	2,172.0	0.0	4,746.1
6 学校教育系施設	8,773.8	42.9%	11,671.0	0.0	20,444.8
7 子育て支援施設	1,951.0	100.0%	0.0	0.0	1,951.0
8 産業系施設	1,795.9	100.0%	0.0	0.0	1,795.9
9 公営住宅	7,437.5	78.7%	2,010.0	0.0	9,447.4
10 医療施設	635.0	17.2%	3,065.6	0.0	3,700.6
11 観光施設	3,874.1	34.0%	7,528.0	0.0	11,402.1
12 歴史的建造物	99.0	100.0%	0.0	0.0	99.0
13 供給処理施設	0.0	0.0%	852.0	0.0	852.0
14 その他の施設	3,009.9	69.0%	1,212.6	142.0	4,364.5
総計	39,922.9	53.0%	35,277.5	142.0	75,342.5

一方では、更新の検討を始める必要がある、建築後 50 年以上を経過している施設の総延床面積は 4,301.5 m² (5.7%) となっており、「町民文化系施設」、「公営住宅」、「観光施設」、「その他の施設」における割合が多いといえます。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積 (m²)

施設の用途	築 50 年以上	築 40～49 年	築 30～39 年	築 30 年未満	築年数不明	計
1 行政施設	0.0	0.0	2,794.3	783.5	0.0	3,577.8
2 町民文化系施設	943.2	915.4	2,728.7	4,529.3	0.0	9,116.6
3 社会教育系施設	306.6	0.0	439.6	1,324.3	0.0	2,070.5
4 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	158.0	1,487.0	129.3	0.0	1,774.3
5 保健・福祉施設	0.0	0.0	2,574.1	2,172.0	0.0	4,746.1
6 学校教育系施設	35.0	6,195.8	2,543.0	11,671.0	0.0	20,444.8
7 子育て支援施設	0.0	585.0	1,366.0	0.0	0.0	1,951.0
8 産業系施設	0.0	391.0	1,404.9	0.0	0.0	1,795.9
9 公営住宅	1,441.6	3,214.6	2,781.3	2,010.0	0.0	9,447.4
10 医療施設	0.0	0.0	635.0	3,065.6	0.0	3,700.6
11 観光施設	556.5	1,963.7	1,353.9	7,528.0	0.0	11,402.1
12 歴史的建造物	0.0	99.0	0.0	0.0	0.0	99.0
13 供給処理施設	0.0	0.0	0.0	852.0	0.0	852.0
14 その他の施設	1,018.6	1,547.8	443.5	1,212.6	142.0	4,364.5
総計	4,301.5	15,070.3	20,551.2	35,277.5	142.0	75,342.5

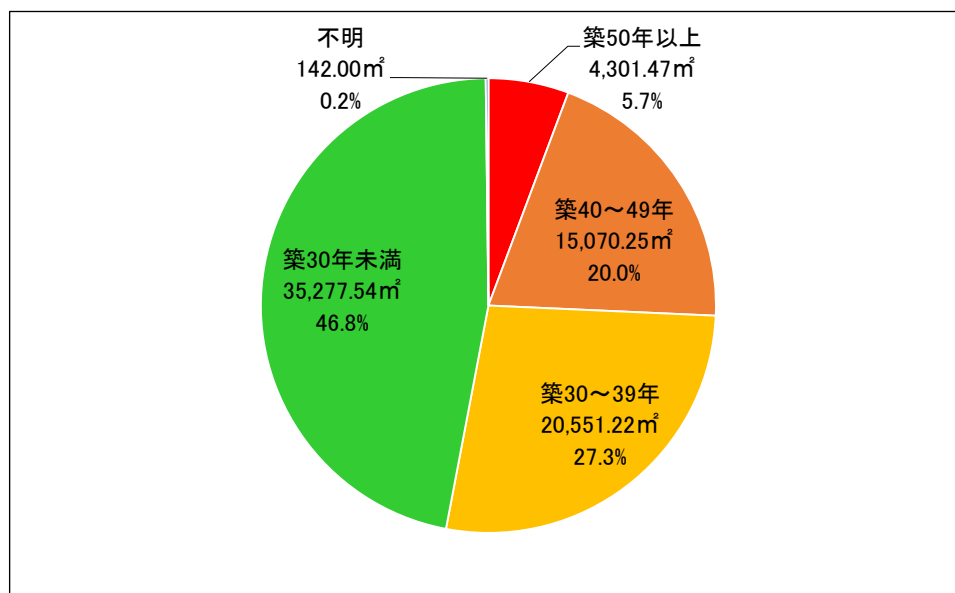


図 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

(3) 耐震化状況

本町の公共施設においては、旧耐震基準の建物のうち、耐震改修が必要な建物が延床面積比で3.0%残っています。

表 2.2.3 建物の耐震化状況

区 分		延床面積 (m ²)	割合 (%)
新耐震基準適合(耐震改修不要) (A)		56,279.5	74.7
旧耐震基準	耐震改修実施済 (B)	2,538.0	3.4
	耐震改修工事不要 (C)	14,248.0	18.9
	要耐震改修・未実施	2,277.0	3.0
計		75,342.5	100.0
耐震化済(A)+(B)+(C)		73,065.5	97.0

(令和3年3月末時点)

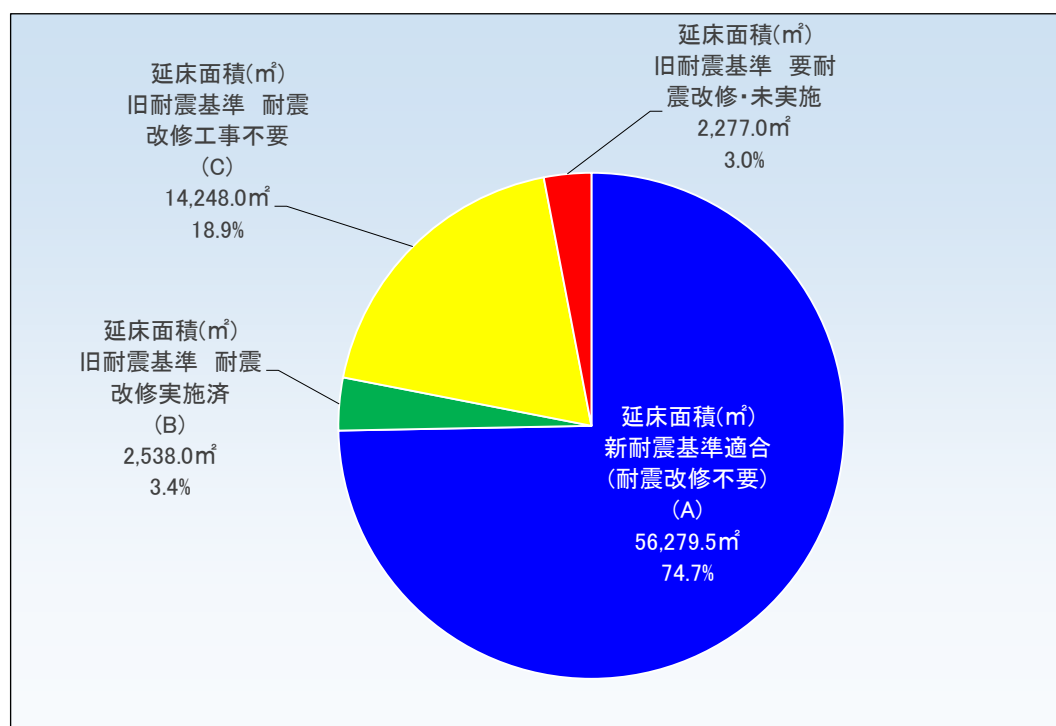


図 2.2.3 耐震診断実施状況

(令和4年3月末時点)

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、法定耐用年数に対する減価償却率を表しています。この率が高いほど老朽化が進んでいる可能性があると考えられます。本町における建物の、施設分類別の有形固定資産減価償却率は、下記のとおりです。黄色く塗布した令和2年度の減価償却率は、全体平均を超えているものです。

表 2.2.4 有形固定資産減価償却率の推移

番号	施設の用途	減価償却率 (%)				
		H28	H29	H30	R1	R2
1	行政施設	97.9	98.0	98.1	98.2	98.3
2	町民文化系施設	86.1	87.7	89.1	90.5	91.6
3	社会教育系施設	25.4	28.2	31.0	33.8	36.6
4	スポーツ・レクリエーション施設	80.5	82.7	84.8	86.9	89.1
5	保健・福祉施設	74.6	75.8	77.0	78.3	83.4
6	学校教育系施設	70.9	72.6	74.4	76.1	77.8
7	子育て支援施設	75.5	77.7	79.9	82.1	84.3
8	産業系施設	97.3	97.7	98.1	98.4	98.8
9	公営住宅	83.0	84.4	85.8	87.2	88.6
10	医療施設	86.5	87.9	89.2	90.6	91.3
11	観光施設	86.0	87.7	88.8	90.0	87.3
12	歴史的建造物	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	供給処理施設	29.7	33.0	36.3	39.6	42.9
14	その他の施設	88.7	89.7	90.6	91.5	92.3
15	簡易水道施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
16	農業集落排水施設	41.0	43.7	46.4	49.1	47.7
	全体平均	76.4	77.9	79.4	80.8	81.9

出展：只見町固定資産台帳より

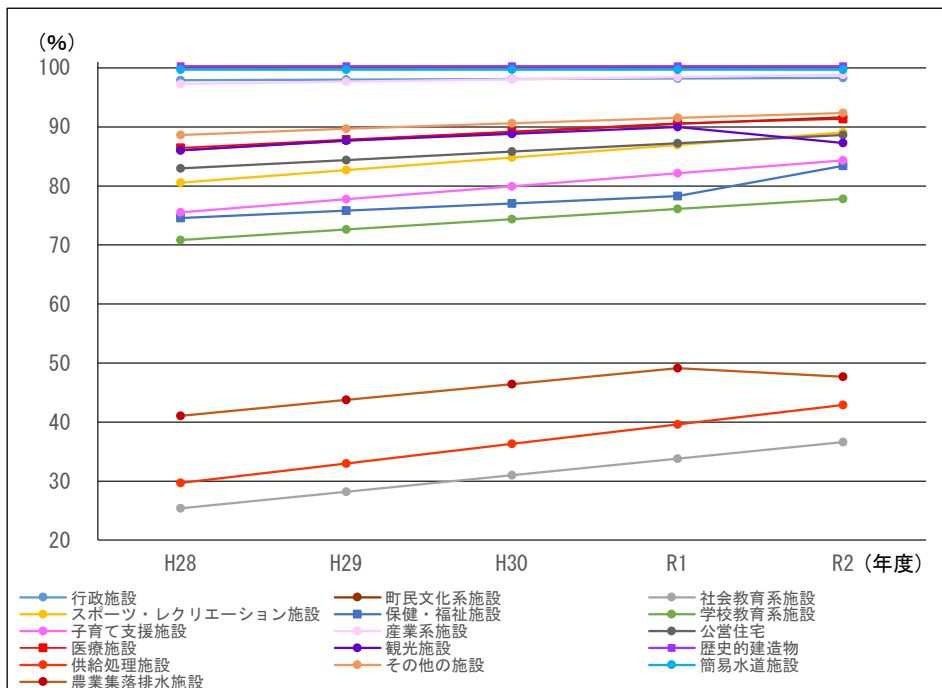


図 2.2.4 有形固定資産減価償却率の推移

社会教育系施設、供給処理施設、農業集落排水施設以外の用途では、減価償却率が70%を超えており、本町が保有する建物においては、全体的に老朽化が進行している可能性があるといえます。

(5) 施設保有量の推移

本町における施設分類ごとの施設保有量（延床面積）の推移は、下記のとおりです。

表 2.2.5 施設保有量の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）

番号	施設の用途	施設保有量の推移 (㎡)				
		H28	H29	H30	R1	R2
1	行政施設	5,706.7	5,706.7	5,706.7	3,826.5	3,826.5
2	町民文化系施設	9,065.9	9,065.9	9,065.9	9,065.9	9,065.9
3	社会教育系施設	2,107.9	2,107.9	2,107.9	2,107.9	2,107.9
4	スポーツ・レクリエーション施設	1,530.3	1,530.3	1,530.3	1,530.3	1,530.3
5	保健・福祉施設	4,864.5	4,864.5	4,864.5	4,864.5	4,864.5
6	学校教育系施設	21,675.5	21,741.8	21,741.8	21,741.8	21,741.8
7	子育て支援施設	1,951.0	1,951.0	1,951.0	1,951.0	1,951.0
8	産業系施設	1,774.3	1,774.3	1,774.3	1,774.3	1,774.3
9	公営住宅	8,366.7	8,366.7	8,758.2	8,758.2	8,758.2
10	医療施設	3,498.7	3,498.7	3,498.7	3,498.7	3,498.7
11	観光施設	12,018.3	12,018.3	12,158.6	12,158.6	12,158.6
12	歴史的建造物	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
13	供給処理施設	852.9	852.9	852.9	852.9	852.9
14	その他の施設	3,336.5	3,336.5	3,343.6	3,343.6	3,343.6
15	簡易水道施設	442.7	442.7	442.7	442.7	442.7
16	農業集落排水施設	2,255.2	2,255.2	2,255.2	2,255.2	2,255.2
	合計	79,546.3	79,612.5	80,151.3	78,271.1	78,271.1

出展：只見町「財産に関する調書（公有財産台帳）」より

※公有財産台帳による集計のため、表 2.1.2 の集計結果と合致しません。

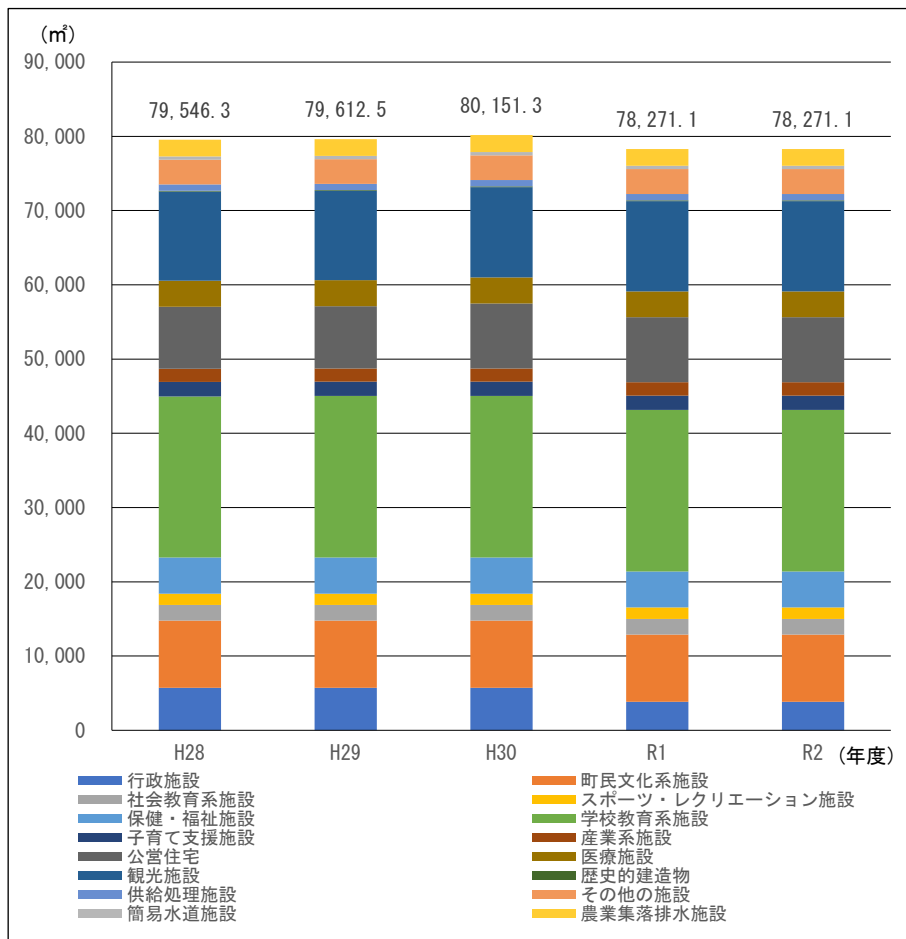


図 2.2.5 施設保有量の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）

(6) 過去に行った対策の実績

平成 28 年度以降に実施した、本町における施設保有量縮減等に係る対策等の実績は、下記のとおりです。

表 2.2.6 過去に行った対策の実績（平成 28 年度～令和 2 年度）

年度	施設の用途	施設名	対策面積 (㎡)	対策 手法
H29	公営住宅	沖下団地	431.97	用途廃止
H30	観光施設	青少年旅行村 (現 奥会津ただみの森キャンプ場)	124.69	一部解体
R1	行政施設	只見町役場 旧本庁舎	1,902.56	解体

出展：只見町「財産に関する調書」より

(7) 新規開設される施設

今後、新規に開設される施設は、下記のとおりです。

表 2.2.7 新規開設される施設

供用開始 年度	施設の用途	施設名	対策面積 (㎡)
R4	社会教育系 施設	ただみ・モノとくらしのミュージアム	1,020

3. 建設年度別インフラ施設の現状

インフラ施設（道路、橋梁、簡易水道施設の管路、農業集落排水施設の管路）においても、老朽化の状況に応じた更新・修繕が必要となります。

(1) インフラ施設の保有量

① 道路・橋梁の整備状況

本町における道路の総延長は434,841m、総面積は1,677,542㎡です。橋梁は町道と林道を併せて239橋を保有しており、総延長は3,908m、面積は18,898㎡となっています。

② 簡易水道施設の整備状況

本町における簡易水道施設（管路）の総延長は74,218mです。浄水場等の建物の保有量は1,064.9㎡となっています。

③ 農業集落排水施設の整備状況

本町における農業集落排水施設（管路）の総延長は57,364mです。浄化センター等建物の保有量は2,292.2㎡となっています。

表 2.3.1 インフラ施設の整備状況

インフラ施設	区分	数量		備考
		延長 (m)	面積 (㎡)	
1 道路	町道（一般道路）	319,666	1,267,657	
	町道（自転車歩行者道）	3,497	9,134	
	林道	111,678	400,751	
	合計	434,841	1,677,542	
2 橋梁	町道	3,553	17,598	204 橋
	林道	355	1,300	35 橋
	合計	3,908	18,898	合計：239 橋
3 スノーシェッド	町道	205.5	—	2 基
4 簡易水道施設	管路	74,218	—	耐震管整備率：17.7% 簡易水道普及率：91.4%
	建物（浄水場等）		1,064.9	浄水場：10 施設（12 棟） 配水池：4 施設（4 棟）
5 農業集落排水施設	管路	57,364	—	集落排水普及率：99.3% 集落排水接続率：98.0%
	建物（浄化センター等）		2,292.2	浄化センター・処理場：5 施設（5 棟）

（令和3年3月末時点）

(2) 道路（町道・林道の舗装）の年代別整備状況

道路の舗装は、舗装の劣化や水道工事等に伴う緊急的な工事も多く、各種資料・台帳の調査により整備年代別に舗装箇所を把握することが困難なため、年代別整備状況は明確に分かりません。

一方、舗装の劣化状況は、経年による劣化よりも交通量や気象条件により受ける影響が他のインフラ施設と比べて大きく、整備年度ごとに劣化状況を予測することより実際の路面状況を踏まえた施設管理が効果的と言えるため、今後は、道路の路線・区間ごとの舗装の劣化状況を把握することが重要です。

(3) 橋梁（町道）の年代別整備状況

本町が保有する橋梁（町道）は204橋あり、総延長は約3,553m、総面積は約17,598㎡となっています。

整備後40年から49年経過した橋梁が34.5%を占めており最も多い状況です。また、30年以上経過した橋梁が7割以上を占めており、町道の橋梁の老朽化が進行しつつあることが見込まれます。10年後には、ほぼ全ての橋梁が30年以上を経過した橋梁となります。

なお、昭和44年以前に建設された橋梁はそれほどありませんが、整備年度が不明の橋梁が15.9%を占めており、これらも古い年代の橋梁に相当するものと考えられます。

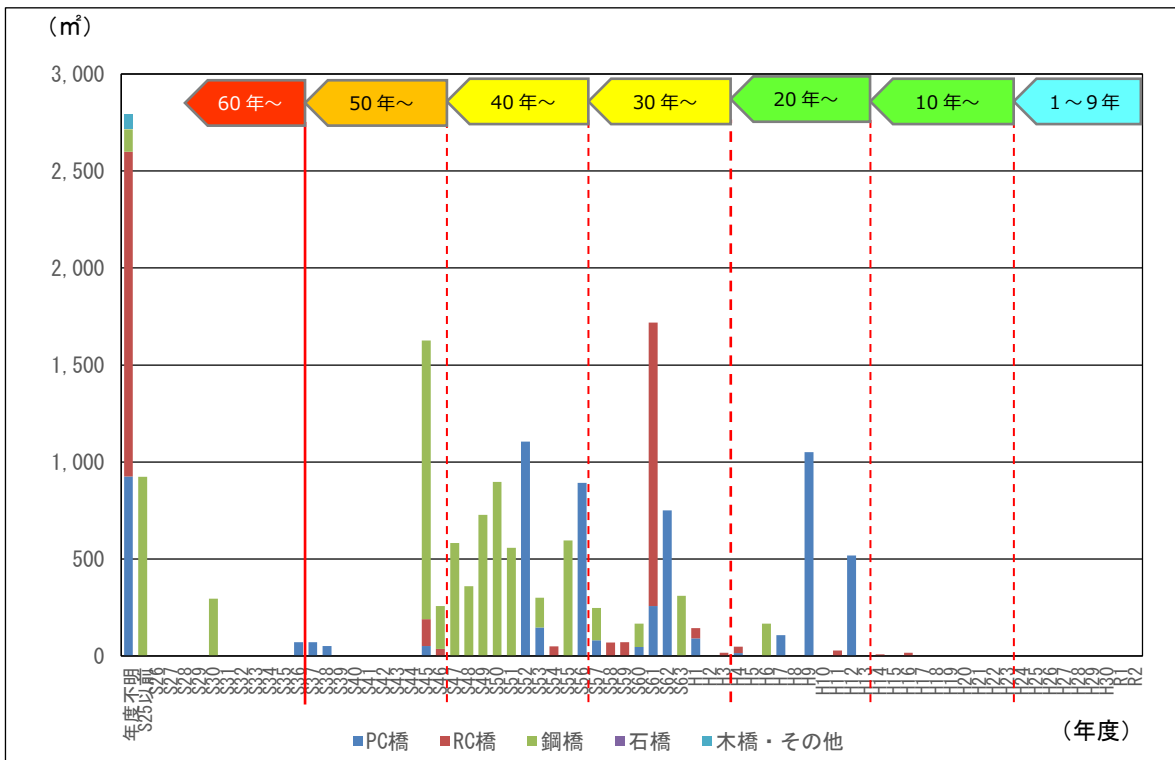


図 2.3.1 橋梁（町道）の整備年度別整備状況（面積）

表 2.3.2 橋梁（町道）の経過年代別整備状況（面積） (㎡)

種別	経過年								合計
	60年 以上	50～ 59年	40～ 49年	30～ 39年	20～ 29年	10～ 19年	1～ 9年	年代 不明	
PC橋	72.0	175.2	2,145.5	1,227.2	1,691.3	0.0	0.0	925.4	6,236.5
RC橋	0.0	175.8	49.0	1,672.8	61.5	24.9	0.0	1,673.4	3,657.4
鋼橋	1,220.0	1,655.8	3,873.4	596.1	167.4	0.0	0.0	116.1	7,628.8
石橋	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木橋・その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.9	74.9
合計	1,292.0	2,006.8	6,067.9	3,496.2	1,920.2	24.9	0.0	2,789.7	17,597.6
構成比 (%)	7.3	11.4	34.5	19.9	10.9	0.1	0.0	15.9	100.0

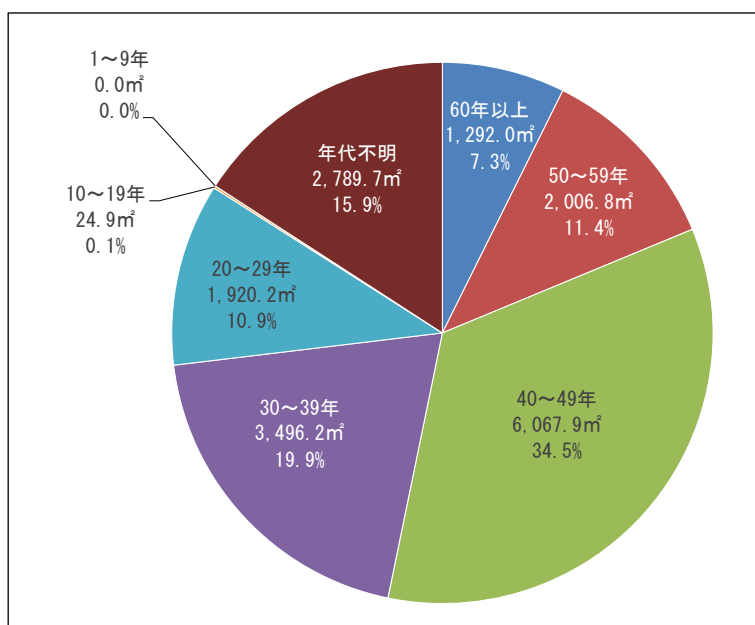


図 2.3.2 橋梁（町道）の経過年代別整備状況（面積）

(4) 橋梁（林道）の年代別整備状況

本町が保有する橋梁（林道）は 35 橋あり、総延長は約 355m、総面積は約 1,300 m² となっています。

整備後 50 年から 59 年経過した橋梁が 44.6%を占めており最も多い状況です。また、30 年以上経過した橋梁が約 8 割を占めており、林道の橋梁の老朽化が著しい状況が見込まれます。

なお、昭和 34 年以前に建設された橋梁は把握していませんが、整備年度が不明の橋梁が 3.5%を占めており、これらは古い年代の橋梁に相当するものと考えられます。

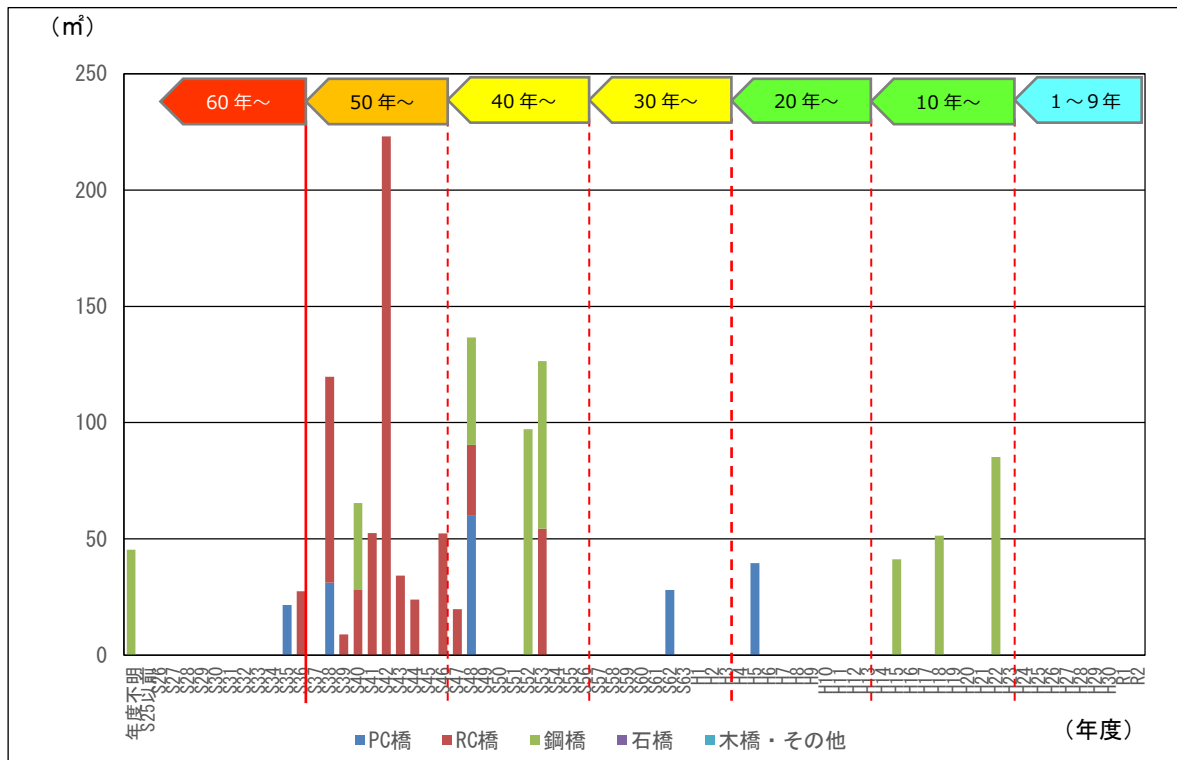


図 2.3.3 橋梁（林道）の整備年度別整備状況（面積）

表 2.3.3 橋梁（林道）の経過年代別整備状況（面積） (m²)

種別	経過年								合計
	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	1～9年	年代不明	
PC橋	21.6	31.2	60.0	28.1	39.6	0.0	0.0	0.0	180.5
RC橋	27.5	511.7	104.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	643.8
鋼橋	0.0	37.4	215.4	0.0	0.0	178.0	0.0	45.4	476.2
石橋	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木橋・その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	49.1	580.3	380.0	28.1	39.6	178.0	0.0	45.4	1,300.4
構成比 (%)	3.8	44.6	29.2	2.2	3.0	13.7	0.0	3.5	100.0

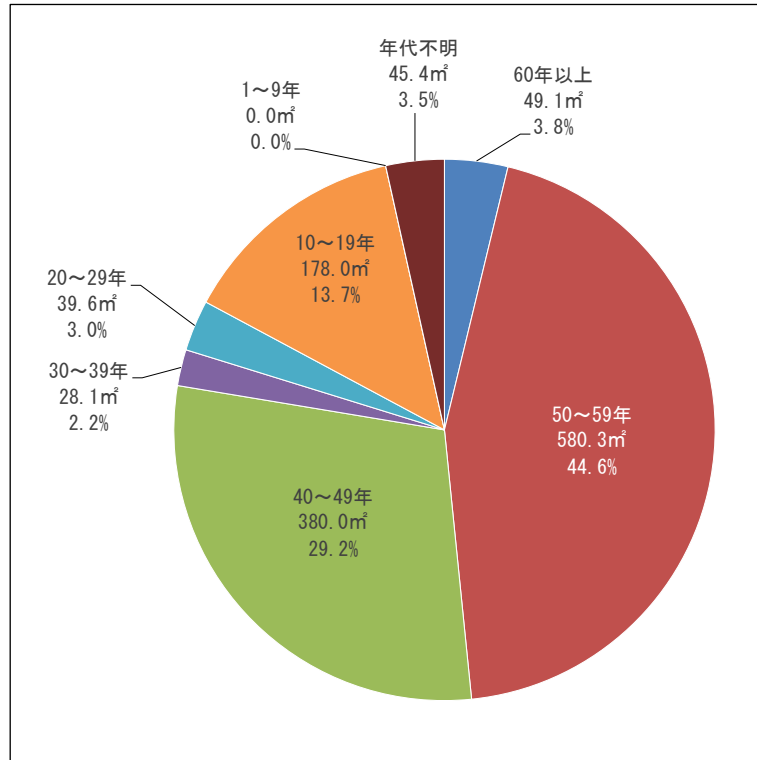


図 2.3.4 橋梁（林道）の経過年別整備状況（面積）

(5) スノーシェットの年代別整備状況

本町が保有するスノーシェットは2基あり、総延長は約 205.5m となっています。

1991 年と 1996 年に架設されており、整備後 30 年以上経過したスノーシェットは1基（半数）となります。現時点で 50 年を超えるものはありませんが、令和 22 年度には1基（半数）が建設後 50 年を超えます

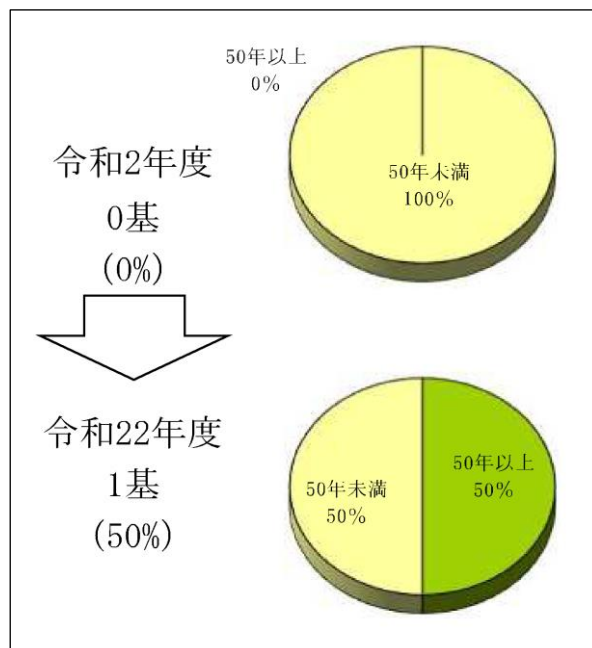


図 2.3.5 スノーシェットの経過年数状況

出展 スノーシェット長寿命化修繕計画より

(6) 簡易水道施設の年代別整備状況

①簡易水道施設（建物）の年代別整備状況

本町が保有する簡易水道施設のうち、浄水場や配水池等の建物は14施設16棟、延床面積の合計は1,064.9㎡となっています。そのうち、30年以上を経過した建物は延床面積比で2割弱となっており、比較的新しい建物が多いといえます。

一方では、50年以上を経過した建物が2.5%存在しており、老朽化が進み更新時期を迎えている建物も存在していることが見込まれます。

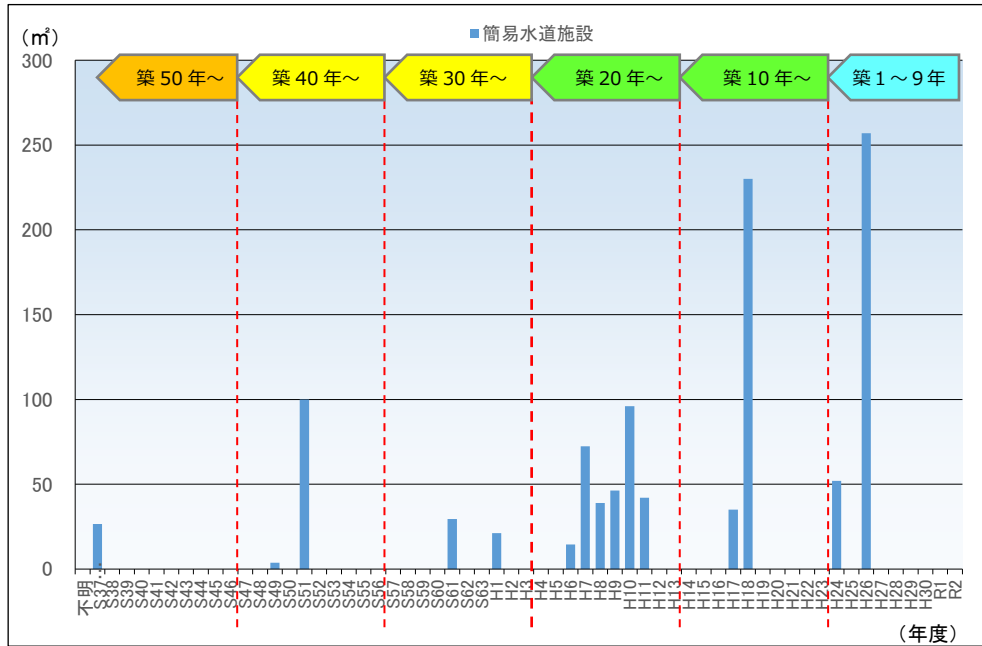


図 2.3.6 簡易水道施設（建物）の経過年度別整備状況（面積）

表 2.3.4 簡易水道施設（建物）の経過年代別整備状況（面積） (㎡)

種別	経過年					合計
	築50年以上	築40～49年	築30～39年	築30年未満	年代不明	
簡易水道施設（建物）	26.5	103.7	50.5	884.1	0.0	1,064.9
構成比 (%)	2.5	9.7	4.7	83.0	0.0	100.0

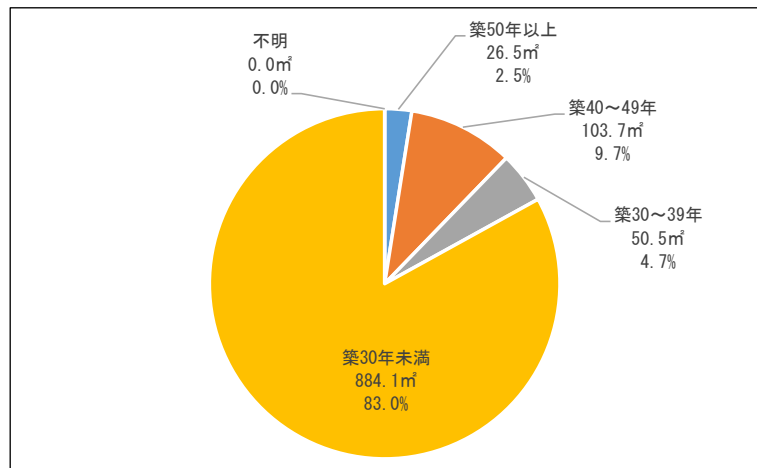


図 2.3.7 簡易水道施設（建物）の経過年代別整備状況（面積割合）

②簡易水道施設（管路）の年代別整備状況

本町が保有する簡易水道施設（管路）は、導水管や送水管及び配水管を合わせた総延長で74,217.5mとなっています。

整備後20年から29年経過した管路が54.0%を占めており最も多い状況です。また、30年以上経過した管路は5.6%程度であり、比較的新しい施設といえます。一方では、10年後には約6割の管路が30年以上を経過することになるため、老朽化対策に伴う工事費等が集中するものと見込まれます。

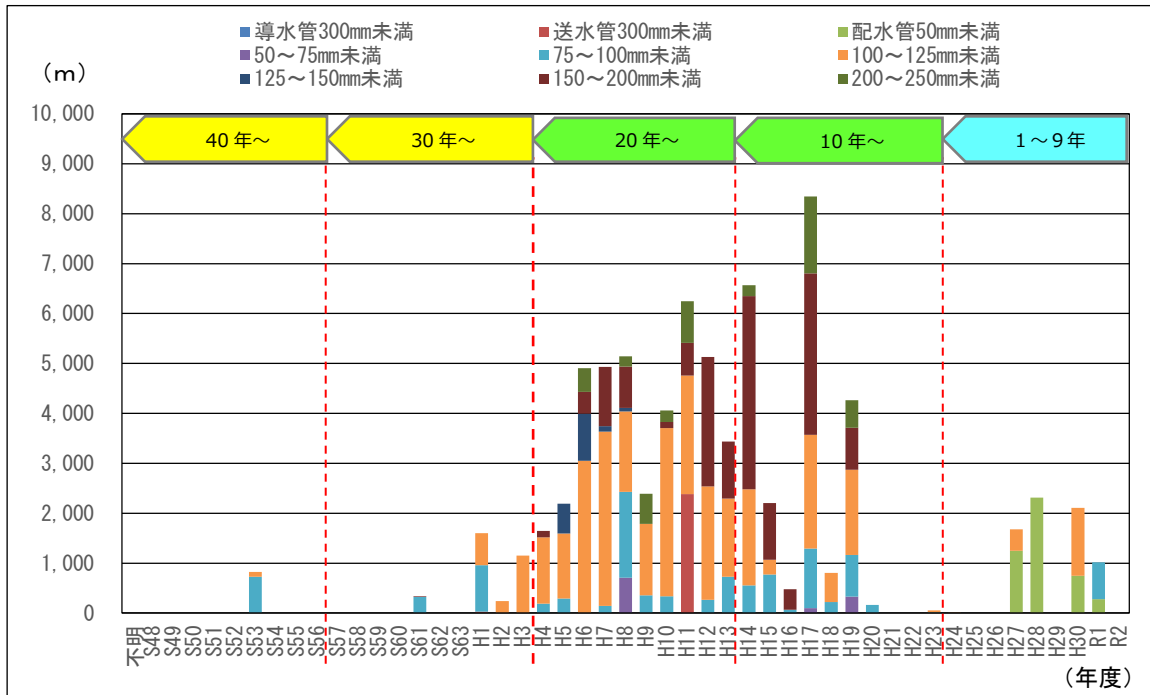


図 2.3.8 簡易水道施設（管路）の経過年度別整備状況（延長）

表 2.3.5 簡易水道施設（管路）の経過年代別整備状況（延長） (m)

種別	経過年					年度不明	合計
	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	1～9年		
導水管 300mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
送水管 300mm 未満	0.0	30.8	2,380.8	0.0	0.0	0.0	2,411.6
配水管 50mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	4,587.4	0.0	4,587.4
50～75mm 未満	0.0	0.0	709.0	430.0	0.0	0.0	1,139.0
75～100mm 未満	729.0	1,253.8	4,022.0	3,810.0	737.0	0.0	10,551.8
100～125mm 未満	98.0	2,031.0	21,813.7	6,830.0	1,795.0	0.0	32,567.7
125～150mm 未満	0.0	0.0	1,715.0	0.0	0.0	0.0	1,715.0
150～200mm 未満	0.0	14.0	7,091.0	9,493.0	0.0	0.0	16,598.0
200～250mm 未満	0.0	0.0	2,342.0	2,305.0	0.0	0.0	4,647.0
250～300mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
300～350mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
350～400mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
400～450mm 未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	827.0	3,329.6	40,073.5	22,868.0	7,119.4	0.0	74,217.5
構成比 (%)	1.1	4.5	54.0	30.8	9.6	0.0	100.0

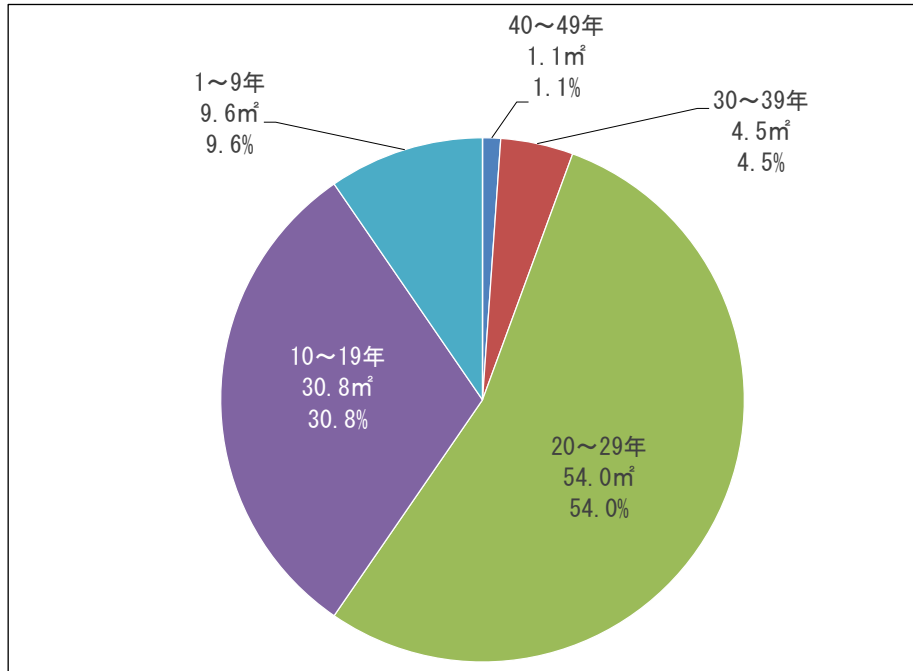


図 2.3.9 簡易水道施設（管路）の経過年代別整備状況（延長）

(7) 農業集落排水施設の年代別整備状況

① 農業集落排水施設（建物）の年代別整備状況

本町が保有する農業集落排水施設の浄化センターや処理場等の建物は5施設5棟、延床面積の合計は2,292.2㎡となっています。そのうち、30年以上を経過した建物はありません。比較的新しい施設といえます。一方では、10年後には約半数が30年以上を経過することになり、老朽化対策に伴う改修・維持修繕費が集中することが見込まれます。

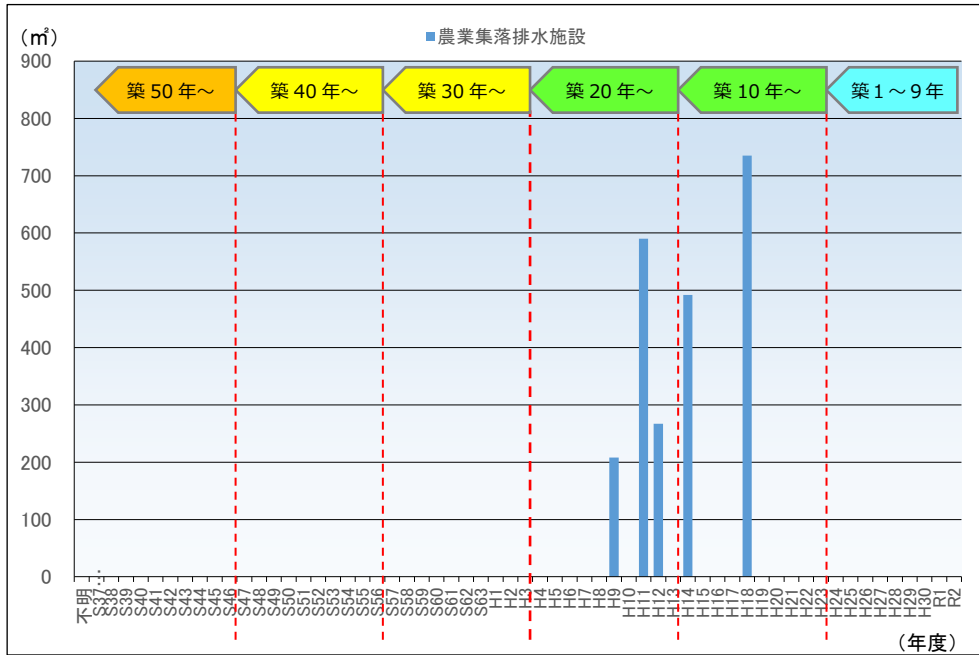


図 2.3.10 農業集落排水施設（建物）の経過年代別整備状況（面積）

表 2.3.6 農業集落排水施設（建物）の経過年代別整備状況（面積）（㎡）

種別	経過年					合計
	築50年以上	築40~49年	築30~39年	築30年未満	年代不明	
農業集落排水施設（建物）	0.0	0.0	0.0	2,292.2	0.0	2,292.2
構成比（%）	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0

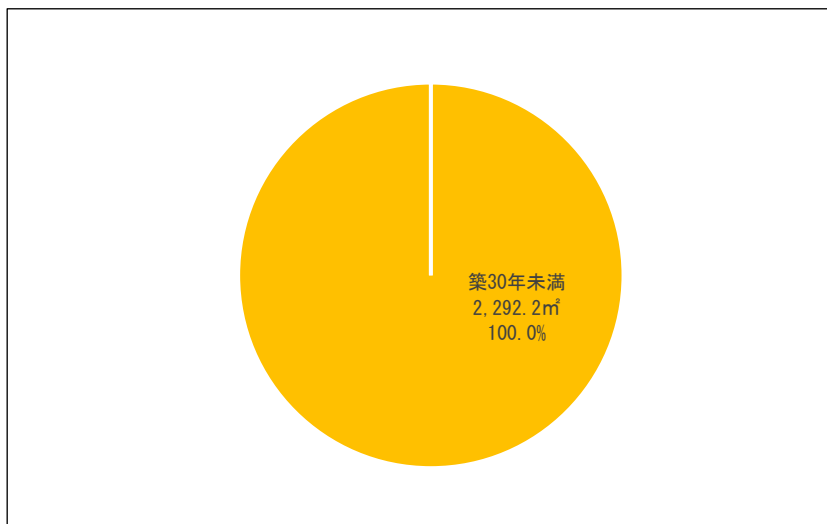


図 2.3.11 農業集落排水施設（建物）の経過年代別整備状況（面積）

②農業集落排水施設（管路）の年代別整備状況

本町が保有する農業集落排水施設（管路）は、総延長で57,364.5mとなっています。

農業集落排水施設の管路の多くは比較的新しい施設で、整備後の経過年数が20年未満の管路が4割以上を占めています。一方では、整備年代が不明の管路も22.9%を占めており、これら管路は更に古い可能性があります。

今後10年後には、経過年数不明の管路を含め全ての管路が20年以上を経過することとなり、老朽化の進行が懸念されます。

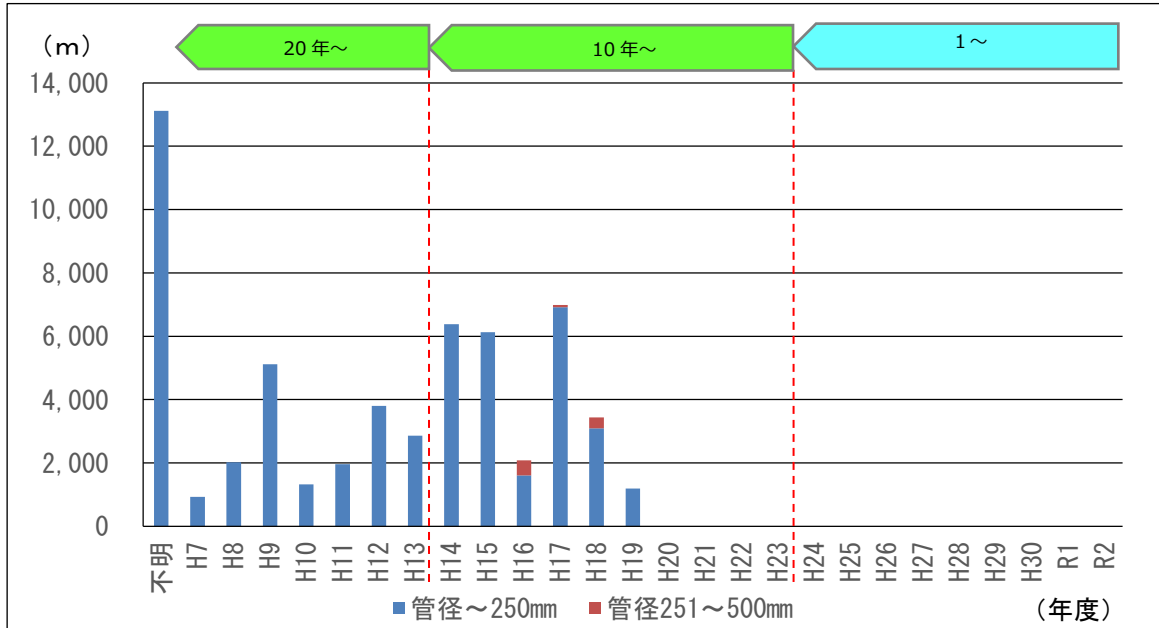


図 2.3.12 農業集落排水施設（管路）の経過年度別整備状況（延長）

表 2.3.7 農業集落排水施設（管路）経過年代別整備状況（延長） (m)

種別	経過年別延長 (m)				合計 (m)
	20～29年	10～19年	1～9年	不明	
～250mm以下	18,030.7	25,321.6	0.0	13,115.1	56,467.4
251～500mm以下	0.0	897.1	0.0	0.0	897.1
総計	18,030.7	26,218.7	0.0	13,115.1	57,364.5
構成比 (%)	31.4	45.7	0.0	22.9	100.0

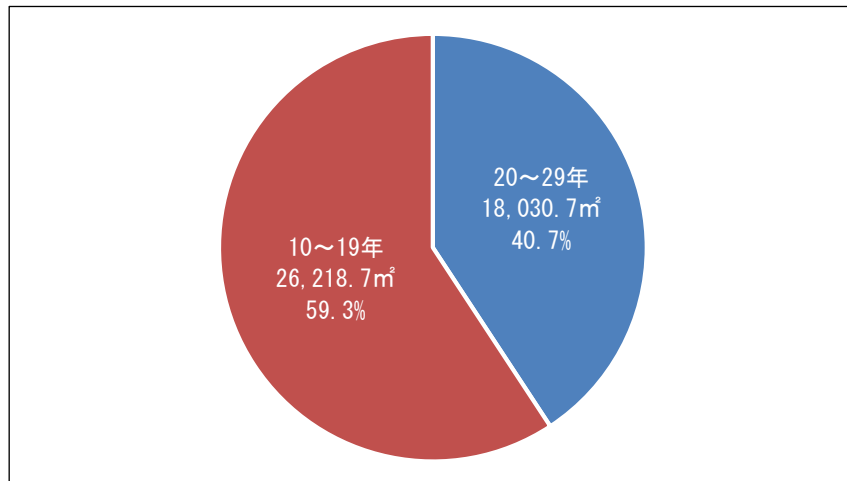


図 2.3.13 農業集落排水施設（管路）の経過年代別整備状況（延長）

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本計画における中長期的な経費の見込み額（以下「将来コスト」という。）に係る検討は、建物の長寿命化改修や大規模改造が必要とされる期間を考慮し、令和4年度から令和43年度までの40年間を対象に実施します。

また、本計画において、建築物系公共施設における将来コストの算出にあたっては、「只見町学校施設長寿命化計画」において将来コストの算出時に参照している、文部科学省が公表した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年3月)(以下、「解説書」という。）」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフト(以下、「解説書付属ソフト」という。）」の仕様に基づき、「従来型」及び「長寿命化型」におけるパターンで将来コストを算出します。

土木系公共施設における算出においては、長寿命化修繕計画が策定されている場合は、同計画による算出結果を将来コストに適用しますが、長寿命化修繕計画等が策定されていない土木系公共施設においては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成27年5月)(以下「総務省ソフト」という。）」に基づき算出したものを「耐用年数で単純更新する場合」の将来コストと位置付け、これまで充当してきた財源の実績を「長寿命化等対策を講じる場合」の将来コストとして適用することとします。

表 3.1 各施設における将来コスト算出方法

対象施設		将来コストの算出方法	
		耐用年数で単純更新する場合	長寿命化等対策を講じる場合
公共施設	学校施設 (教員住宅を含む)	解説書付属ソフトの仕様(従来型)	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映(長寿命化型)
	公営住宅(町営住宅)	解説書付属ソフトの仕様(従来型)	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映(長寿命化型)
	上記以外の公共施設	解説書付属ソフトの仕様(従来型)	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映(長寿命化型)
インフラ施設	町道(道路の舗装)	総務省ソフトの仕様による	過去の実績(充当可能財源の見込み額)
	町道(橋梁)	橋梁長寿命化修繕計画による(事後保全型)	橋梁長寿命化修繕計画による(予防保全型)
	町道(スノーシェッド)	スノーシェッド長寿命化修繕計画による(事後保全型)	スノーシェッド長寿命化修繕計画による(予防保全型)
	林道(道路の舗装)	総務省ソフトの仕様による	過去の実績(充当可能財源の見込み額)
	林道(橋梁)	林道施設長寿命化修繕計画による(事後保全型)	過去の実績(充当可能財源の見込み額)
	簡易水道施設(建物)	解説書付属ソフトの仕様(従来型)	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映(長寿命化型)
	簡易水道施設(管路)	総務省ソフトの仕様による	過去の実績(充当可能財源の見込み額)
	農業集落排水施設(建物)	解説書付属ソフトの仕様(従来型)	解説書付属ソフトの仕様に建物の将来方針等を反映(長寿命化型)
	農業集落排水施設(管路)	総務省ソフトの仕様による	過去の実績(充当可能財源の見込み額)

1. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（耐用年数で単純更新する場合）

(1) 公共施設（公共系建築物）における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「従来型（＝耐用年数で単純更新する場合）」による算出の考え方は次のとおりです。

- ・ 改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
 - ・ 改築単価：建物の種類に関係なく、330,000 円/㎡とします。
-
- ・ 大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
 - ・ 大規模改造単価：建物の種類に関係なく、82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。

【従来型コスト算出イメージ図】

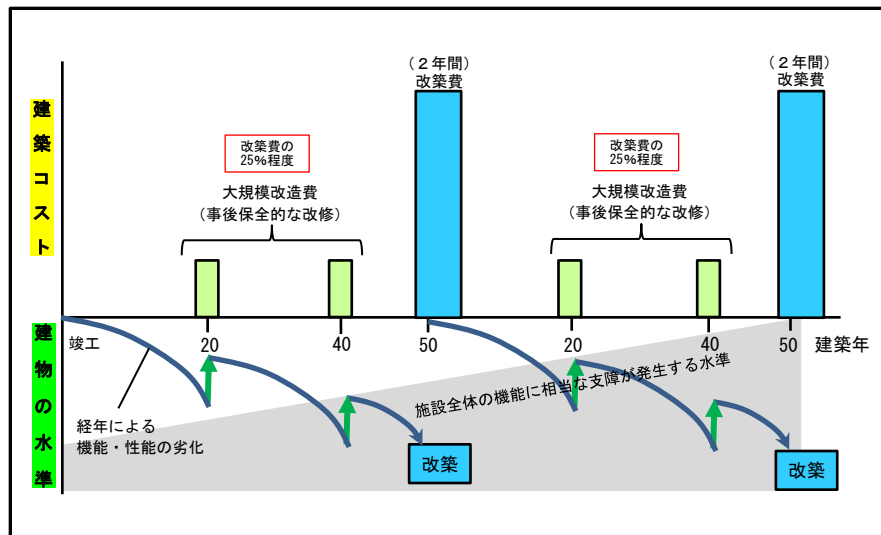


図 3.1.1 従来型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

(2) インフラ施設における考え方

インフラ施設（道路・橋梁・簡易水道・農業集落排水施設）の維持管理・更新等に係る費用算出に必要な条件は、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成23年3月）に基づき設定します。

次の項目について、建替えの場合と大規模修繕の場合について、それぞれ設定します。

- インフラ施設の耐用年数
- インフラ施設の更新に係る単価
- インフラ施設の積み残しの処理方法

1) 道路（舗装）の費用算出

道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握することが困難です。このため、現在の整備面積を耐用年数で除した面積を年間の更新量と仮定します。

なお、農道及び林道については、災害等に伴う復旧を除き、維持管理経費の大部分は舗装部分の更新に係るものと考えられることから、各道路の舗装部分を対象に一般道路の舗装と同様の考え方により費用算出を行います。

① 道路（舗装）の更新単価

「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）に示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除した値を採用します。

表 3.1.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路・林道の舗装	4,700 円/m ²

② 道路（舗装）の更新年度（耐用年数）

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年から20年のそれぞれの年数を踏まえ、道路の耐用年数を15年と仮定します。

2) 橋梁の費用算出

橋梁については、町道の橋梁、林道の橋梁ともに、長寿命化修繕計画により算出された、事後保全型の算出結果を適用します。詳細については、これらの長寿命化修繕計画を参照してください。

3) 簡易水道施設の費用算出

簡易水道施設(管路)は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、浄水施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

<建物>

簡易水道施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

<管路>

① 簡易水道施設(管路)の更新単価

簡易水道施設(管路)の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(H20.9)」における管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類し、管径別単価を設定します。

表 3.1.2 簡易水道の更新単価

分類	管径	単価
簡易水道 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
簡易水道 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50～ 75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m
	300～350 mm未満	111,000 円/m
	350～400 mm未満	116,000 円/m

② 簡易水道施設(管路)の更新年度(耐用年数)

簡易水道施設(管路)の更新年数は、法定耐用年数の40年とします。

③ 簡易水道施設(管路)の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる簡易水道施設(管路)については、今後5年間で更新します。

4) 農業集落排水施設の費用算出

農業集落排水施設(管路)は、整備した年度から法定耐用年数を経た年度に更新し、汚水処理施設等の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年度に更新すると仮定します。

<建物>

農業集落排水施設のうち建物の建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

<管路>

① 農業集落排水施設(管路)の更新単価

本単価として、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」において設定されている更生工法を前提とした、管径別の単価を使用します。

表 3.1.3 農業集落排水施設の管径別更新単価

分類	管径	単価
農業集落排水施設 管径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm	116,000 円/m
	501～1000 mm	295,000 円/m

② 農業集落排水施設(管路)の更新年度(耐用年数)

農業集落排水施設(管路)の更新年数は、法定耐用年数の50年とします。

③ 農業集落排水施設(管路)の積み残し処理

算出時点で更新年数をすでに経過し、更新されずにいる農業集落排水施設(管路)については、今後5年間で更新します。

2. 公共施設等の中長期的な経費の算出条件（長寿命化等対策を講ずる場合）

(1) 公共施設（公共系建築物）における考え方

建物における中長期的な経費は、解説書に準拠して算出します。解説書における「長寿命化型」による算出の考え方は次のとおりです。

今後の維持・更新コストの（長寿命化型）算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築 : 建築後 80 年後まで建物を使用し、改築するものとします。なお、学校施設のうち、校舎の改築率は 60% に設定します。
- ・改築単価 : 表 3.2.1 に従います。
- ・長寿命化改修 : 建築後 40 年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2 年間に工事費を均等配分します。
- ・長寿命化改修単価 : 198,000 円/㎡（改築単価の 60%）とします。
- ・大規模改造 : 建築後 20 年目と 60 年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価（体育館以外） : 82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。
- ・大規模改造単価（体育館） : 72,600 円/㎡（改築単価の 22%）とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」: 今後 10 年以内に部位修繕を実施します。
劣化状況評価「D」: 今後 5 年以内に部位修繕を実施します。
(改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除きます。)
- ・部位修繕単価: 施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の 3.0% から 5.6% とします。

※「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。

【長寿命化型コスト算出イメージ図】

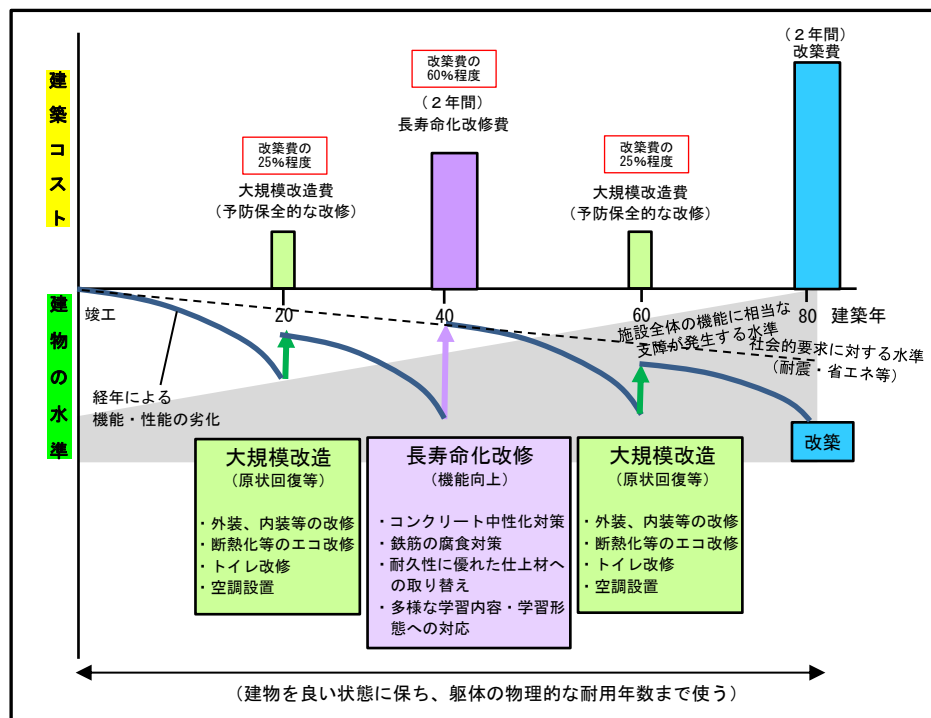


図 3.2.1 長寿命化型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

表 3.2.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え改修単価
1 行政施設	40 万円/m ²
2 町民文化系施設	40 万円/m ²
3 社会教育系施設	40 万円/m ²
4 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/m ²
5 保健・福祉施設	36 万円/m ²
6 学校教育系施設	33 万円/m ²
7 子育て支援施設	33 万円/m ²
8 産業系施設	40 万円/m ²
9 公営住宅	28 万円/m ²
10 医療施設	40 万円/m ²
11 観光施設	36 万円/m ²
12 歴史的建造物	(算出対象外)
13 供給処理施設	36 万円/m ²
14 その他の施設	36 万円/m ²

※観光施設はスポーツ・レクリエーション施設に順じた単価としました。

更に、図 3.2.1 の考え方に加え、施設ごとの方針※を踏まえ、除却（解体や譲渡等）する建物は建替えしない等の条件を設定した上で、建物における長寿命化型の算出を行っています。

※施設ごとの個別の方針については、建物に係る個別施設計画・長寿命化計画を参照してください。

(2) インフラ施設における考え方

インフラ施設は、長寿命化修繕計画がある場合は、それぞれの長寿命化修繕計画で算出された結果に従います。算出方法については、表 3.1「各施設における将来コスト算出方法」で触れたとおり、各長寿命化修繕計画で算出された結果、または、過去の投資的経費の実績を計上します。

インフラ施設（簡易水道施設、農業集落排水施設）の建屋に係る建替え、大規模改修に係る経費の算出は、建築系公共施設に準じて算出します。

3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の状況

令和2年度の決算書によると、公共建築物とインフラ施設に係る投資的経費は、約10.8億円となっています。最近5か年の平均では約13.0億円となっています。この13.0億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見込み額(充当可能財源)として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の算出結果と比較することとします。

下図に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.3.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

施設区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	5年間の平均
公共施設	1,215	387	938	628	637	761
道路・橋梁(町道・林道)	347	448	394	427	257	375
簡易水道施設	144	112	132	153	91	126
農業集落排水施設	17	27	26	30	94	39
計	1,723	973	1,489	1,239	1,079	1,301

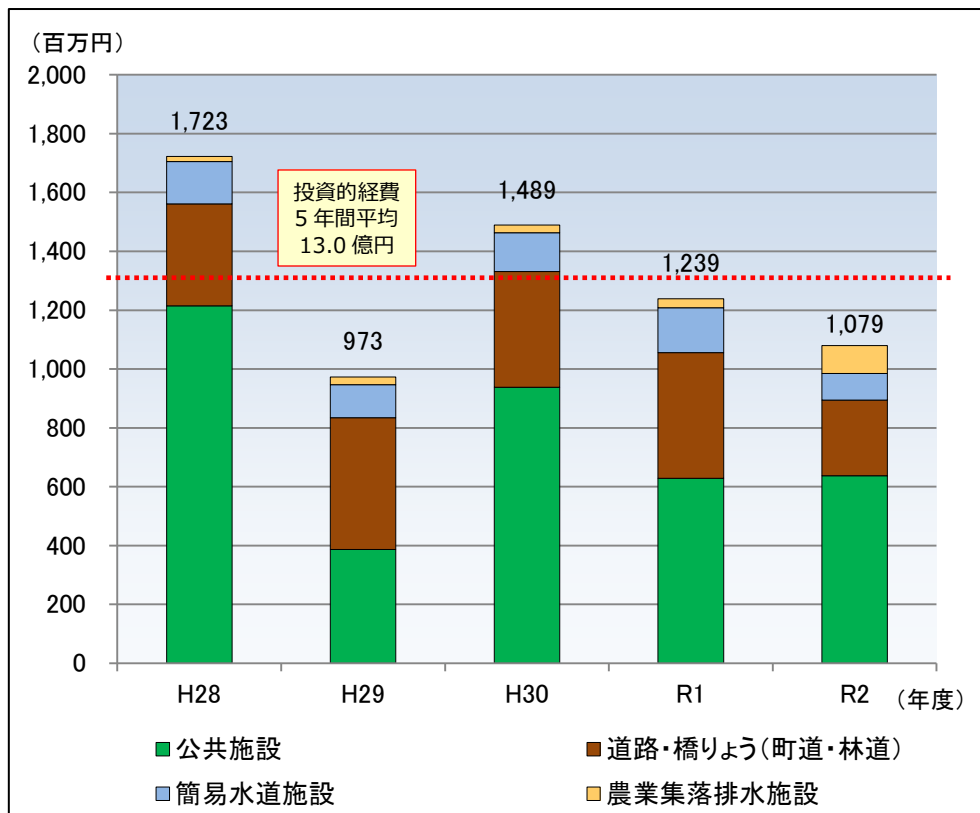


図 3.3.1 投資的経費の推移

出典：只見町決算書より

(2) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新する場合）

公共施設（建築物）及びインフラ施設について算出した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見通し額を、「耐用年数で単純更新する場合」の条件で算出しました。

【算出結果】

① 全ての公共施設等

- ◆全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約13.0億円
(過去5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く)
- ◆40年間の更新等算出額：約1,070.2億円
- ◆年間更新等算出額：約26.8億円(充当可能財源の約2.1倍)
- ◆年間不足額：26.8億円 - 13.0億円 = 約13.8億円不足

表 3.3.2 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

項目	当初10年間 (R4~R13)	11~20年目 (R14~R23)	21~30年目 (R24~R33)	31~40年目 (R34~R44)	合計	年平均
公共施設(建物)	195.0	127.8	123.6	103.3	549.7	13.7
町道(道路)	39.9	39.9	39.9	39.9	159.5	4.0
町道(橋梁)	13.6	56.8	50.1	17.4	137.8	3.4
町道(スノーシェッド)	0.4	0.0	7.9	8.2	16.5	0.4
林道(道路)	12.6	12.6	12.6	12.6	50.2	1.3
林道(橋梁)	2.5	1.8	0.8	10.0	15.1	0.4
簡易水道施設	4.8	40.3	23.3	8.3	76.7	1.9
(建物)	0.8	1.3	1.0	1.3	4.4	0.1
(管路)	4.0	39.0	22.3	7.0	72.3	1.8
農業集落排水施設	1.0	3.5	16.4	43.8	64.7	1.6
(建物)	1.0	3.5	4.0	0.9	9.5	0.2
(管路)	0.0	0.0	12.4	42.9	55.2	1.4
合計	269.8	282.6	274.4	243.5	1,070.2	26.8

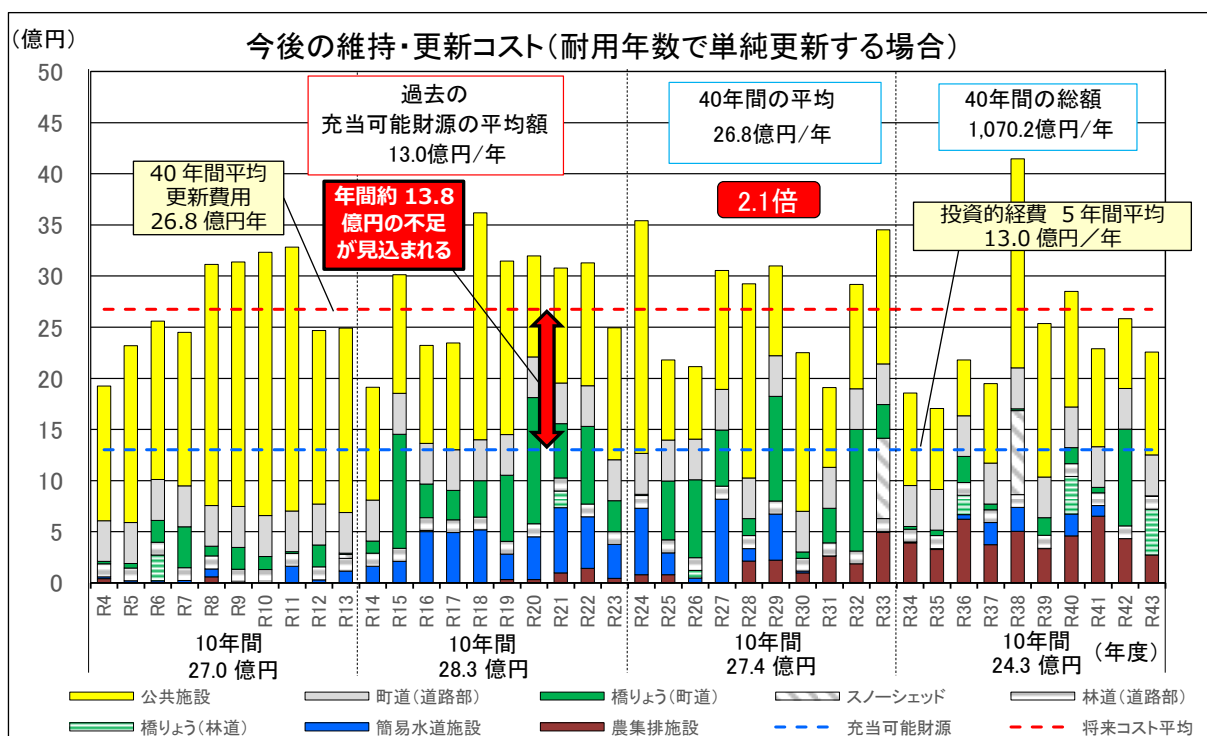


図 3.3.2 今後の維持・更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を講じる場合）

公共施設（建築物）及びインフラ施設について算出した結果を併せて、全ての公共施設等における今後 40 年間の更新等に係る費用の見通し額を、「長寿命化等対策を講じる場合」の条件で算出しました。

【算出結果】

① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等に対する充当可能財源：年間約 13.0 億円 (過去5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く)
◆40年間の更新等算出額：約 681.7 億円
◆年間更新等算出額：約 17.0 億円（充当可能財源の約 1.3 倍）
◆年間不足額：17.0 億円 - 13.0 億円 = 約 4.0 億円不足

表 3.3.3 今後の維持更新コスト（長寿命化等対策を講じる場合）（億円）

項目	当初10年間 (R4~R13)	11~20年目 (R14~R23)	21~30年目 (R24~R33)	31~40年目 (R34~R44)	合計	年平均
公共施設(建物)	114.1	133.0	91.9	108.5	447.6	11.2
町道(道路)	23.5	23.5	23.5	23.5	93.9	2.3
町道(橋梁)	7.0	6.8	6.8	6.5	27.1	0.7
町道(スノーシェッド)	0.0	0.4	0.0	0.1	0.6	0.0
林道(道路)	6.6	6.6	6.6	6.6	26.4	0.7
林道(橋梁)	2.5	1.8	1.9	5.5	11.7	0.3
簡易水道施設	13.3	14.5	14.2	13.4	55.4	1.4
(建物)	0.7	1.9	1.6	0.8	4.9	0.1
(管路)	12.6	12.6	12.6	12.6	50.6	1.3
農業集落排水施設	4.4	4.9	4.4	5.2	19.0	0.5
(建物)	0.5	1.0	0.5	1.3	3.4	0.1
(管路)	3.9	3.9	3.9	3.9	15.6	0.4
合計	171.5	191.5	149.4	169.3	681.7	17.0

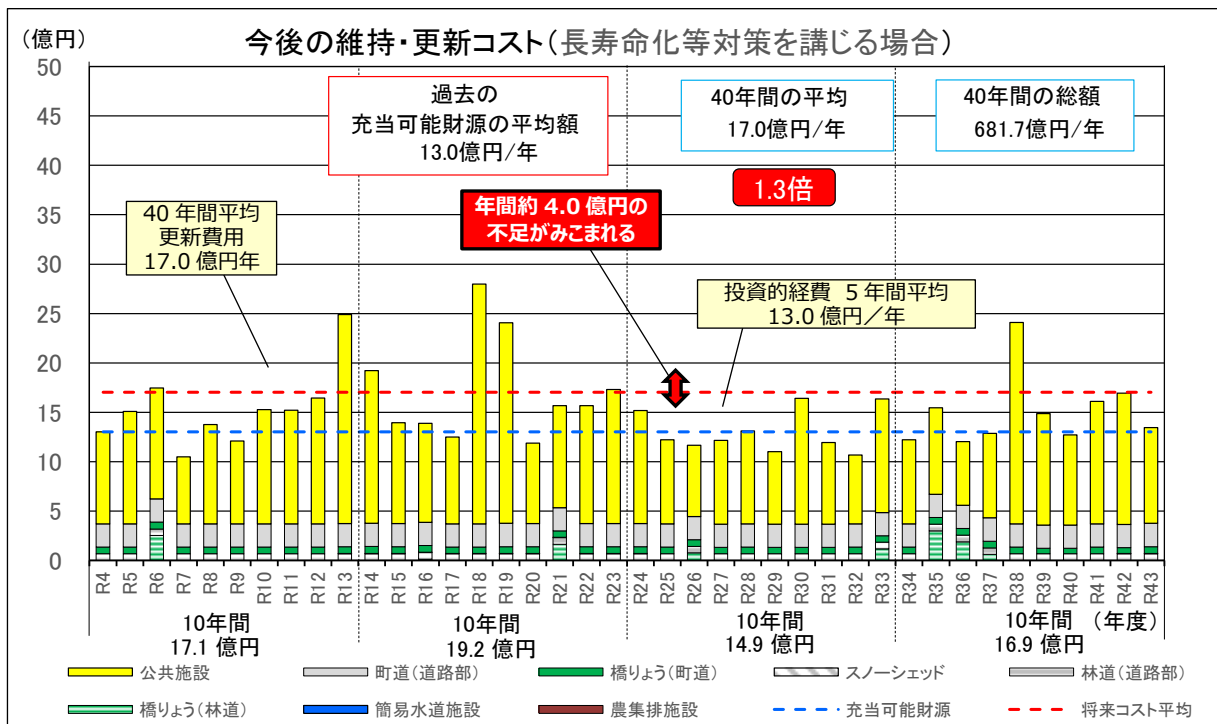


図 3.3.3 今後の維持・更新コスト（長寿命化等対策を講じる場合）

4. 長寿命化等対策の効果

前項までに、今後 40 年間ににおける将来コストを、耐用年数で単純更新する場合と長寿命化対策を講じる場合で算出しましたが、下表は、その結果を比較したものです。

表 3.4.1 長寿命化等対策による経費の縮減効果 (億円)

① 耐用年数で単純更新する場合の将来コスト						
項目	当初10年間 (R4~R13)	11~20年目 (R14~R23)	21~30年目 (R24~R33)	31~40年目 (R34~R44)	合計	年平均
公共施設(建物)	195.0	127.8	123.6	103.3	549.7	13.7
町道(道路)	39.9	39.9	39.9	39.9	159.5	4.0
町道(橋梁)	13.6	56.8	50.1	17.4	137.8	3.4
町道(スノーシェッド)	0.4	0.0	7.9	8.2	16.5	0.4
林道(道路)	12.6	12.6	12.6	12.6	50.2	1.3
林道(橋梁)	2.5	1.8	0.8	10.0	15.1	0.4
簡易水道施設	4.8	40.3	23.3	8.3	76.7	1.9
農業集落排水施設	1.0	3.5	16.4	43.8	64.7	1.6
合計	269.8	282.6	274.4	243.5	1,070.2	26.8

② 長寿命化等対策を講じる場合の将来コスト						
項目	当初10年間 (R4~R13)	11~20年目 (R14~R23)	21~30年目 (R24~R33)	31~40年目 (R34~R44)	合計	年平均
公共施設(建物)	114.1	133	91.9	108.5	447.6	11.2
町道(道路)	23.5	23.5	23.5	23.5	93.9	2.3
町道(橋梁)	7	6.8	6.8	6.5	27.1	0.7
町道(スノーシェッド)	0	0.4	0	0.1	0.6	0
林道(道路)	6.6	6.6	6.6	6.6	26.4	0.7
林道(橋梁)	2.5	1.8	1.9	5.5	11.7	0.3
簡易水道施設	13.3	14.5	14.2	13.4	55.4	1.4
農業集落排水施設	4.4	4.9	4.4	5.2	19	0.5
合計	171.4	191.5	149.4	169.3	681.6	17.0

③ 長寿命化等対策を講じる場合における将来コストの縮減額 (= ① - ②)						
項目	当初10年間 (R4~R13)	11~20年目 (R14~R23)	21~30年目 (R24~R33)	31~40年目 (R34~R44)	合計	年平均
公共施設(建物)	80.9	-5.2	31.7	-5.2	102.1	2.5
町道(道路)	16.4	16.4	16.4	16.4	65.6	1.7
町道(橋梁)	6.6	50.0	43.3	10.9	110.7	2.7
町道(スノーシェッド)	0.4	-0.4	7.9	8.1	15.9	0.4
林道(道路)	6.0	6.0	6.0	6.0	23.8	0.6
林道(橋梁)	0.0	0.0	-1.1	4.5	3.4	0.1
簡易水道施設	-8.5	25.8	9.1	-5.1	21.3	0.5
農業集落排水施設	-3.4	-1.4	12.0	38.6	45.7	1.1
合計	98.4	91.1	125.0	74.2	388.6	9.8

長寿命化等の対策を講じる場合、今後 40 年間の中長期的な経費の総額としては、約 388.6 億円、年間で約 9.8 億円の縮減効果が得られるものと見込まれます。

一方では、長寿命化や施設統廃合の対策を現状の予定で実施する場合でも、充当可能な財源に対して年平均 4.0 億円が不足されるものと算出されており、更なる対策が必要になるものと見込まれます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の半数以上を占めます。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設せずに既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後40年間で約682.5億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（2）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、令和2年の4,065人※から令和42年には2,807人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が次第に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

※人口ビジョンによる令和2年度の推計人口です。令和2年国勢調査による人口は4,044人です。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、今後の生産年齢人口減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと見込まれます。

また、公共施設やインフラ施設に対する充当可能な費用が年平均13.0億円であることに対し、長寿命化等の対策を講じる場合においても、今後40年間では年平均17.1億円の費用が必要になるものと算出されたことから、限られた財源の中で効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能を維持していく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、用途廃止及び解体等）により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及び町民ニーズの変化への対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕等による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化等により、計画的に適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力導入の検討等により、「効率的な管理・運営」を推進します。

<財務に関する基本方針>

維持管理費用の適正化

現状の維持管理に係る費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営を官民が連携することで、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 公共施設等の削減目標

(1) コスト縮減に係る目標

公共施設等の将来更新費用が不足されると見込まれた、年間約 4.0 億円の不足分を解消するために、3つの視点による施設運営の下で、今後 40 年間に見込まれる公共施設の将来更新費用 17.0 億円のうち約 24% (年間約 4.0 億円) を削減することを目標とします。

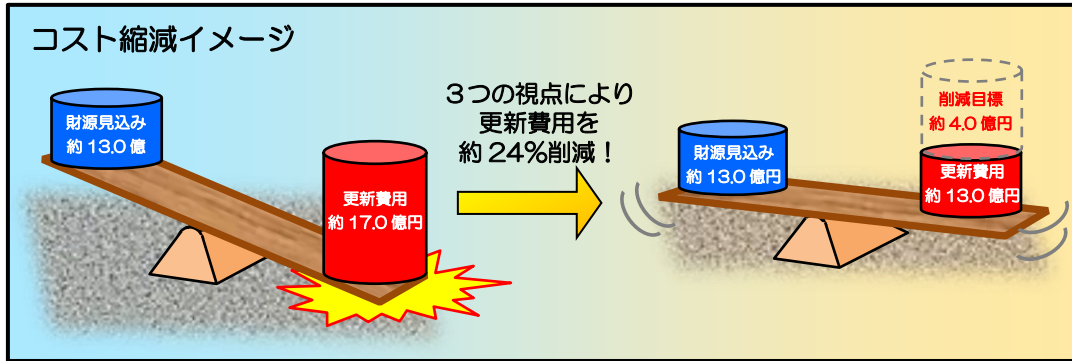


図 4.3.1 コスト縮減イメージ

(2) 施設保有量縮減に係る目標

将来更新費用を縮小するためには、公共施設の保有量自体を縮小する必要があります。ここで、老朽化した施設の更新に際しては、施設の必要性について検証し、建替える場合は適切な規模で施設用途の複合化を進めることにより、更新後の延床面積を縮小するとともに、建物の民間への移譲、または解体等により除却を進めます。

建物の除却を進めると同時に建物の維持管理費も削減されるため、建物の保有量としては延床面積換算で全保有量 (75,342.5 m²) の 20%程度 (15,000 m²程度) を削減することを目標とします。

(3) 平準化に係る目標

1年間当たりの事業費を、最大で 15 億円程度に抑え、特定の時期に事業が集中しないように平準化します。適切な時期に、適切な施設規模・事業費を検討し、事業実施年度が集中しないよう整備計画を立てることで平準化を行います。

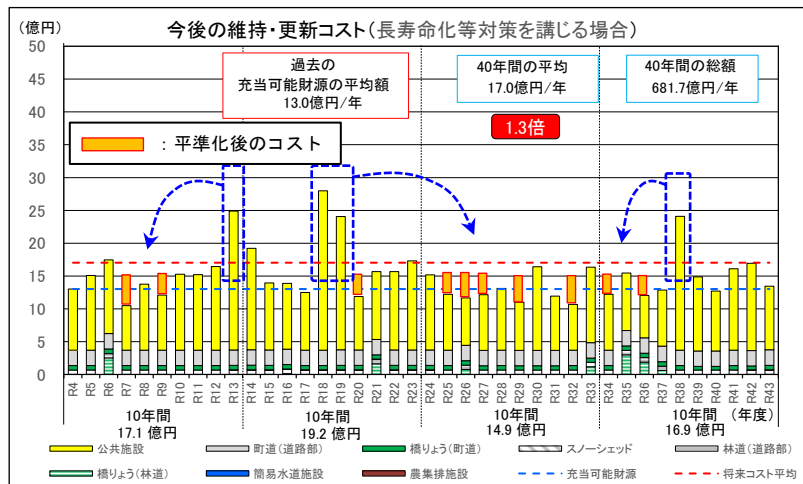


図 4.3.2 コスト平準化イメージ

4. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設

本町の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の約4割を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も含め、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「ア）旧耐震基準」、「イ）新耐震基準（前期）」、「ウ）新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
ア）旧耐震基準	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
イ）新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
ウ）新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

ア）旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

イ）新耐震基準（前期）

概ね建築後30年が経過する公共施設については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

ウ）新耐震基準（後期）

概ね建築後15年以内の施設は建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

②インフラ施設

インフラ施設は町の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定した上で機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕や適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用する等の改善を図ります。

(3)安全確保の実施方針

①公共施設

公共施設については、日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた場合は、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体や除去等、安全性の確保を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら安全性の確保に努めます。

(4)耐震化の実施方針

①公共施設

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設が延床面積比で4割弱あることから、今後も「只見町耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

②インフラ施設

インフラ施設は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要なため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5)長寿命化の実施方針

①公共建築物

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修等を計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備等の改造により、長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

公営住宅については、「只見町町営住宅長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

②インフラ施設

インフラ施設の長寿命化については、今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そこで、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、長寿命化計画を策定済みの町道や林道の橋梁、スノーシェッドについては、「長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら計画を推進します。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の改修や更新等を行う際には、「人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」に準拠した施設整備を行います。これにより、女性やこども、お年寄りや身体障がい者、国外からの旅行者等すべての人々が安心して利用できるように、町民ニーズや関係法令等を踏まえた「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの考え方に基づいた空間づくりを進めます。

具体的には、下記事業を想定します。

- ◆車いす利用者も含め誰もが利用しやすいトイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーター等の整備や視覚障がい者用点字ブロックの整備等のバリアフリー化改修を進めます。
- ◆施設内のイスやテーブル等はゆとりを持った配置とする等、車いす利用者の移動が容易になるような移動空間を確保します。
- ◆学校施設や観光施設等における洋式トイレの整備を進めます。
- ◆AED等設備の設置により、急な病人やけが人の発生に備えます。
- ◆授乳室や託児室等を整備し、子育て世代も利用しやすい施設とします。
- ◆情報発信機能や施設の案内は、多言語やピクトグラム等様々な形式で表記します。

(7)複合化・集約化や廃止の推進方針

①公共施設

公共施設については、必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討等により、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設等については、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

② 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していく上で、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「只見町集中改革プラン」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託等を行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます

③ 情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方々に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

今後、下記の方針を踏まえて、町民主体の地域づくりを行います。全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の建替えや統廃合、利活用を含めた再配置に係る運営方針を検討していくこととなります。

(1) 行政施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 4.7%を占め、只見町役場町下庁舎と只見町役場駅前庁舎の 2 施設を保有しています。 ● 全ての建物が築 30 年以上を経過しています。最も古い建物としては、只見町役場（町下庁舎：昭和 62 年 3 月建築）があげられます。 ● 全ての建物が新耐震基準です。 ● 旧本庁舎（昭和 35 年 3 月建築）は、令和 1 年度に解体しました。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 特にありません。今後も、建物に大きな不具合が生じる前に適正な維持管理を行います。

(2) 町民文化系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち延床面積比で 12.1%を占め、集会施設や公民館等 34 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 55.7%と半数以上を占めており、最も古い建物としては、明和振興センター（昭和 45 年 3 月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築年不明の建物の耐震性の調査を行うとともに、日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹集落センターは、令和 6 年度から令和 7 年度に外壁を修繕します。 ● 明和振興センターは、築 50 年以上が経過し老朽化しており、地区の要望もあることから、10 年後を目途に建替えを検討します。

(3) 社会教育系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 2.7% を占め、ただみブナと川のミュージアム、会津只見考古館、ふるさと館田子倉の 3 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 36.0% を占めており、最も古い建物としては、ふるさと館田子倉（昭和 29 年度建築）があげられます。 ● ふるさと館田子倉は平成 30 年に耐震改修を行っており、耐震性に問題はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。 ● 引き続き、指定管理者制度の活用等の民間活力を導入することにより、効果的な維持管理を推進すると共に、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等を強化し、仕様の水準を改善することにより、耐久性の向上や予防保全の維持管理による修繕周期の延長等、将来施設に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 郷土をアピールする観光資源としての位置付けも担う、魅力ある施設づくりを行います。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● ただみブナと川のミュージアムは、雨漏り等の不具合について、5 年以内に屋根及び内部の修繕を行います。 ● ただみ・モノとくらしのミュージアム（延床面積 1,020 m²）が、令和 4 年度に新規オープンします。国重要有形文化財を中心に民具や文書類を収蔵・展示し、只見町の民俗や文化を伝承する上で重要な施設となります。令和 3 年度は開設準備中です。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 2.4% を占め、町下広場管理棟、多目的活性化広場、只見町民体育館の 3 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 92.7% を占めており、最も古い建物としては、町下広場管理棟（昭和 55 年 3 月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 町民ニーズ等を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● PPP/PFI 等による民間活力の導入等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

個別の施設方針に係る特記事項
● 町下広場管理棟は老朽化に伴い、令和5年度に建替えを実施します。

(5) 保健・福祉施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で6.3%を占め、保健福祉センター、社会福祉活動センターやまびこ、介護老人保健施設こぶし苑の3施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で54.2%を占めており、最も古い建物としては、社会福祉活動センター「やまびこ」（昭和58年3月建築）が該当します。 ● 全ての建物が新耐震基準です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉センターは、浴槽や床暖房の不具合に伴い、エレベーターを含めて5年以内に修繕・改修を行います。 ● こぶし苑は、電気設備の劣化に伴い、5年以内に修繕を行います。

(6) 学校教育系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で27.1%を占め、小学校や中学校、学校給食センターの7施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で42.9%を占めており、最も古い建物としては、奥会津学習センター（昭和50年3月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準の建物のうち、只見中学校の体育館と特別教室棟は、耐震診断は実施済みですが、耐震改修が必要です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。 ● 老朽化が進行している小・中学校施設の改修や更新については、地域性や利便性に配慮した施設機能の複合化を前提とし、地域との合意形成を図りつつ考えていく必要があります。 ● 耐震改修が未実施の建物については、計画的に耐震改修を実施します。
個別の施設方針に係る特記事項

- 朝日小学校は劣化が著しく進行しているため、老朽化状況を踏まえ10年以内に校舎の更新を目指します。
- 只見中学校の特別教室棟及び体育館の耐震改修を、早期に実施します。また、プール専用付属棟は建築後50年を目途に更新します。
- 奥会津学習センターは老朽化に伴い、男子寮の建替えを10年以内に実施します。

(7) 子育て支援施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.6%を占め、只見保育所、朝日保育所、明和保育所の3施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で100.0%と全てが該当しており、老朽化が進んでいます。最も古い建物としては、明和保育所（昭和54年11月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 特にありません。今後も、建物に大きな不具合が生じる前に適正な維持管理を行います。

(8) 産業系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で2.4%を占め、ただみ養魚場、生産物直売所（そば道場）、誘致企業工場（セイワ電子）、只見町下請等共同作業所、農業機械格納庫の5施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で100.0%と全てが該当しており、老朽化が進んでいます。最も古い建物としては、ただみ養魚場（昭和50年3月建築）があげられます。 ● 生産物直売所（そば道場）では、そば打ち体験施設を現在使用していません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 只見町下請等共同作業所は、屋根と外壁の劣化に伴い、5年以内に修繕を行います。

(9) 公営住宅

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 12.5%を占め、沖下団地や三石団地、教員住宅等の 20 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 78.7%を占めており、最も古い建物としては、沖下団地 1 号棟・2 号棟（昭和 43 年 3 月建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 「只見町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な点検・改修を行う等、適正な管理に努めます。 ● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長等ライフサイクルコストの縮減を図ります。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 沖下団地（1 号棟、2 号棟）は用途廃止済みです。解体方針については検討中です。 ● 原団地（1 号棟）、大倉団地（1 号棟）、礼堂団地（1 号棟）は、将来解体する方針です（時期未定）。 ● 上照岡教員住宅（3～5 号棟）は、5 年以内に解体・撤去します。 ● 沢ノ目教員住宅は、10 年以内には廃止し、解体・撤去します。

(10) 医療施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 4.9%を占め、朝日診療所、朝日診療所医師住宅等の 5 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 17.2%を占めており、最も古い建物としては、朝日診療所医師住宅（黒下）車庫（昭和 63 年 11 月建築）が、主たる建物としては、朝日診療所医師住宅、朝日診療所医師住宅（黒下）の住棟、朝日診療所渡り廊下（それぞれ平成 1 年 3 月建築）があげられます。 ● 全ての建物が新耐震基準です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長等ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 朝日診療所は、令和 3 年度に屋根の修繕を行っています。 ● 朝日診療所医師住宅（唱平）は、令和 5 年度に老朽化による解体・撤去を行います。その後、新設を行うかは検討中です。

(11) 観光施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 15.1%を占め、奥会津ただみの森キャンプ場（旧青少年旅行村）や交流促進センター季の郷湯ら里、深沢温泉・むら湯、歳時記会館、山村のくらし体験施設・森林の分校ふざわ、河井継之助記念館等の 15 施設が該当します。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 34.2%を占めており、最も古い建物としては、山村のくらし体験施設・森林の分校ふざわ（昭和 33 年 12 月建築）があげられます。 ● 青少年旅行村は、民間企業と連携した活用を進め、平成 30 年度に「奥会津ただみの森キャンプ場」としてリニューアルオープンしました。 ● 劣化が進みつつある、同じ機能を有する施設の統合等を含めた再配置が課題といえます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● 指定管理者制度による民間運営を行っている施設は、引き続き、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ることで必要なサービス水準を確保し、観光施設としての魅力度を高めます。 ● 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな観光施設として、道の駅の新設を計画しています。 ● 歳時記会館は、5 年以内に外壁の劣化に伴う修繕を検討します。 ● 歳時記会館と田子倉レークビュー、田子倉展望台物産直売所は、計画中の道の駅と機能が重複するため、道の駅と併せた更新を検討します。 ● 奥会津ただみの森キャンプ場の一部劣化している施設は、令和 4 年度から 5 年以内を目途に、順次修繕を実施します。 ● 湯ら里源泉ろ過施設は、令和 4 年度から 5 年度に井戸の改修を行います。 ● 保養センターは劣化が進んでおり、他施設と機能が重複しているため、今後の更新を検討します。 ● 只見スキー場は、令和 6 年度にリフトの長寿命化を検討します。

(12) 歴史的建造物

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で0.1%を占め、旧五十嵐家住宅（国指定重要文化財）と旧長谷部家住宅（県指定重要文化財）が該当します。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 見学者が訪れることによる汚損・破損をなるべく最小限に留められるよう、日常点検や定期点検等を実施すると共に、シロアリ被害等の予防保全に努めます。また、雪害や火災等の災害対策を万全にすることで建造物を保護し、文化財としての価値を維持します。 ● 歴史的・文化的な価値を伝承することで、文化財保護の重要性を将来に渡って引き継ぎます。 ● 地域の文化を内外にアピールする観光資源としても活用します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 特にありません。今後も、建物に大きな不具合が生じる前に適正な維持管理を行います。

(13) 供給処理施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で1.1%を占め、只見町資源リサイクルセンターの1施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設はありません。 ● 只見町資源リサイクルセンターが平成20年3月建築で、新しい施設といえます。 ● ごみ処理を行い、町民の生活を守るとともに循環型社会を形成するために重要な施設です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し、建物の予防保全に努めます。 ● 特に設備における計画的な維持管理や修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、継続性と効率性を踏まえた運用を推進します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 特にありません。今後も建物や設備に大きな不具合が生じる前に適正な維持管理を行います。

(14) その他の施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 5.8%を占め、消防屯所や、公衆トイレ、スクールバス車庫、スノーステーション、倉庫、布沢簡易郵便局等の 48 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 59.0%とやや多く、最も古い建物としては、布沢住宅（昭和 12 年 1 月建築）、雨堤公衆トイレ（昭和 33 年建築）があげられます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 民間活力の導入等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 ● 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討等を進めます。 ● 機能移転する施設のうち、耐震診断が未実施・不明な施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。
個別の施設方針に係る特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防屯所（第 3 分団）の第 1 班ポンプ車車庫は、令和 4 年度に解体・撤去します。 ● その他の消防屯所や水防倉庫は、屋根や外壁に不具合がある場合は、必要に応じて修繕します。 ● 旧朝日公民館は、老朽化のため 10 年後を目途に解体・撤去します。 ● 只見駅前住宅は、入居者が退去した後に解体・撤去します。 ● 克雪管理センター（旧明和支所）は、今後 3 分の 1 の規模で建替えを検討します。 ● 只見スクールバス車庫、朝日スクールバス車庫は、老朽化のため 10 年以内に建替えを予定します。

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路（町道）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町道として、323,163m（一般道路 319,666m、自転車歩行者道 3,497m）保有しています。 ● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路路面調査等による通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 ● 事後保全的な補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 主要な路線を中心に、舗装長寿命化計画の策定を検討します。

(2) 橋梁（町道）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町道の橋梁として、3,553m保有しています。 ● 整備後 50 年以上を経過する町道の橋梁は、面積比で 8.2%となっています（整備年度不明の橋梁を除く）。 ● 整備後 30 年以上を経過する町道の橋梁は、面積比で 65.4%となっており（整備年度不明の橋梁を除く）、全体的に老朽化が進行しつつあります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期点検を計画的に実施するとともに、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 町道の橋梁は「只見町橋梁長寿命化修繕計画」に、林道の橋梁は「林道施設長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な機能改善により施設の長寿命化を推進します。

(3) スノーシェッド（町道）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● スノーシェッド（町道）として、2基、総延長 205.5mを保有しています。 ● 町が管理するスノーシェッドで、架設後 30 年以上経過したスノーシェッドは2基のうち1基（全体の 50%）を占めているため、近い将来同時期に更新時期を迎えるものと見込まれます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 「只見町スノーシェッド長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある橋梁については、計画的な機能改善により施設の長寿命化を推進します。 ● 計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、スノーシェッドの寿命を 100 年間とすることを目標とし、修繕及び更新に要するコストを縮減します。

(4) 道路（林道）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 林道として、111,678m保有しています。 ● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路路面調査等による通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 ● 事後保全的な補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 主要な路線を中心に、舗装長寿命化計画の策定を検討します。

(5) 橋梁（林道）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 林道の橋梁として、355m保有しています。 ● 整備後50年以上を経過する林道の橋梁は、面積比で22.7%となっています（整備年度不明の橋梁を除く）。 ● 整備後30年以上を経過する林道の橋梁は、面積比で77.6%となっており（整備年度不明の橋梁を除く）、全体的に老朽化が進行しつつあります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期点検を計画的に実施するとともに、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 町道の橋梁は「只見町橋梁長寿命化修繕計画」に、林道の橋梁は「林道施設長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な機能改善により施設の長寿命化を推進します。

(6) 簡易水道施設

①簡易水道施設（建物）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道施設の建物として、浄水場、配水池を、14施設、延床面積1,064㎡保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で約4.7%を占めており、最も古い建物としては、黒谷第1浄水場（昭和31年3月建築）があげられます。 ● 黒沢第1浄水場の簡易機械室棟、塩沢浄水場の簡易機械室棟、叶津浄水場の浄化施設が旧耐震基準です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。 ● 建物の劣化状況を踏まえた修繕を実施しつつ、適切に維持管理を行うことで可能な限り現在の建物を永く使用します。 ● 簡易水道施設に係る長寿命化修繕計画の策定を検討します。

②簡易水道施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道の管路として、導水管と配水管を併せて約 74,218m 保有しています。 ● 管径 75mm～100mm 以下の配水管が延長比で 46.6% を占めており、次いで管径 125mm～150mm 以下の配水管が 21.7% を占めています。 ● 耐震管の整備率が 13.2% と低いため、耐震化を推進する必要があります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 水道事業基本計画に基づき、配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上等、施設の適正な維持管理に努めます。 ● 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。 ● 簡易水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(7) 農業集落排水施設

① 農業集落排水施設（建物）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業集落排水施設の建物として、浄化センター等を5施設、延床面積で2,292.2㎡保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で約4.7%を占めており、最も古い建物としては、梁取地区汚水処理場（平成10年3月建築）があげられます。 ● 全ての建物が新耐震基準です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。 ● 建物の劣化状況を踏まえた修繕を実施しつつ、適切に維持管理を行うことで可能な限り現在の建物を永く使用します。 ● 農業集落排水施設に係る長寿命化修繕計画の策定を検討します。

② 農業集落排水施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業集落排水施設の管路として、57,364m保有しています。 ● 管路の布設年度が判明しているものは全て平成7年以降の布設とされ、新しい管路が多いといえる一方で、布設年度が不明の管路も22.9%を占めています。 ● 現有施設は、30年から40年後に更新時期を迎えることが見込まれます。よって、30年から40年後に集中的に更新費用が掛かることが見込まれます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。 ● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成26年9月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 農業集落排水施設は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月国土交通省）」及び下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。 ● 農業集落排水施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、施設データベースで情報を一元管理し、固定資産台帳と連携した運用を図ることで、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取組みは、各部門の横断的かつ一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

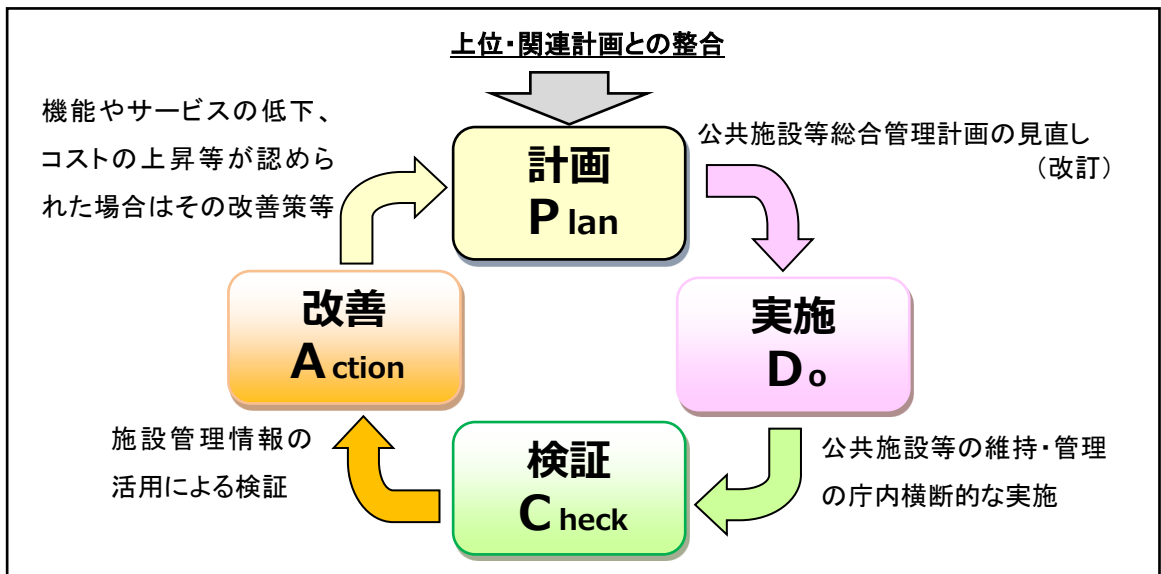
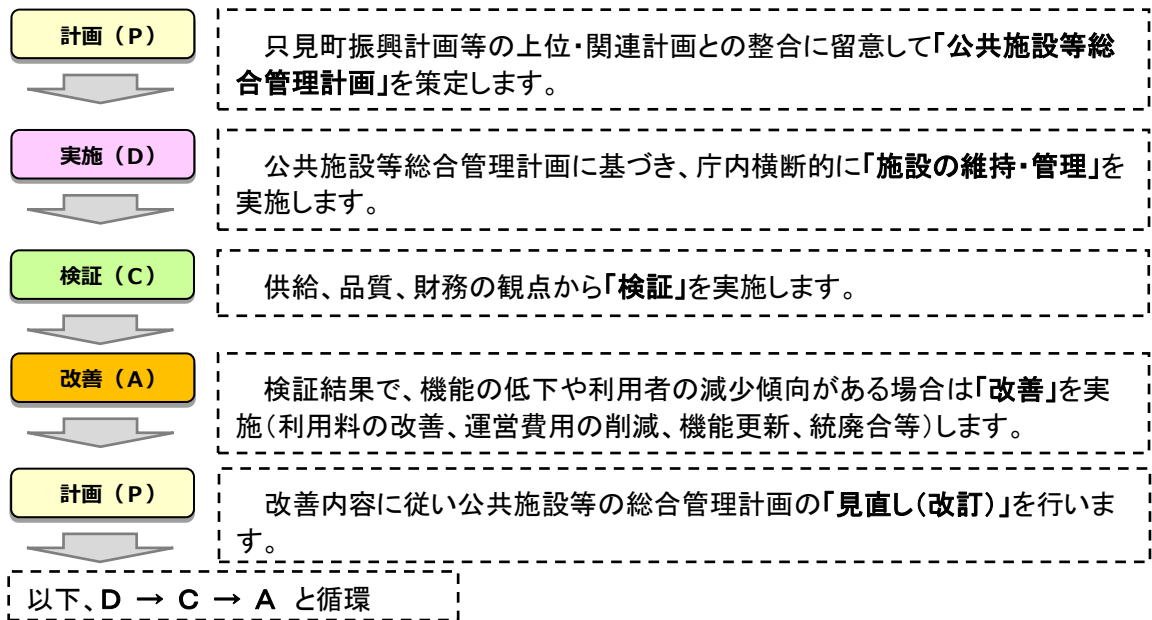


図 6. 2. 1 フォローアップの実施方針のイメージ

只見町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

第 1 回改訂年月 令和 4 年 3 月

【この計画に関するお問合せ先】

只見町役場 総務課

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地

電 話 : 0241-82-5210

F A X : 0241-82-2117